

札幌市土木工事共通仕様書

新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月版）」を一部改定し、令和 8 年（2026 年） 10 月 1 日より適用する。

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
土木工事共通仕様書(本文) 第1編 共通編 第1章 総則	土木工事共通仕様書(本文) 第1編 共通編 第1章 総則	
1-1-1-2 用語の定義 26.「工事帳票」とは、施工計画書、工事施工協議簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、 <u>データ</u> 及び工事施工協議簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。 43.「JIS規格」とは、日本 <u>産業</u> 規格をいう。	1-1-1-2 用語の定義 26.「工事帳票」とは、施工計画書、工事施工協議簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、 <u> </u> 及び工事施工協議簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。 43.「JIS規格」とは、日本 <u>工業</u> 規格をいう。	諸基準類の改定に伴う変更
1-1-1-22 建設副産物 1.受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改定について」(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日 <u>国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号</u>)「再生資源の利用の促進について」(<u> </u> 平成3年10月25日 <u>建設省技調発第243号</u>)「再生資源の利用の促進について」(平成3年12月25日 <u>港建第324号</u>)「再生資源の利用の促進について」(平成4年1月24日 <u>空建第10号</u>)「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(<u> </u> 平成18年6月12日 <u>国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号</u>)を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用並びに「札幌市グリーン購入基本方針」に基づく「環境物品等」の使用を図らなければならない。	1-1-1-22 建設副産物 1.受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱 <u> </u> 」(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日 <u> </u>)「再生資源の利用の促進について」(<u>建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日</u> <u> </u>) <u> </u> 「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(<u>国土交通事務次官通達、平成18年6月12日</u> <u> </u>)を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用並びに「札幌市グリーン購入基本方針」に基づく「環境物品等」の使用を図らなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
1-1-1-32 工事中の安全確保 1.受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達)「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」(<u> </u> 平成17年3月31日 <u>国官技第303号、国総施第190号</u>)港湾工事安全施工指針((社)日本埋立浚渫協会)、潜水作業安全施工指針((社)日本潜水協会)、作業船団安全運航指針((社)日本海上起重技術協会)及びJIS A 8972 (斜面・法面工事事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2.(省略) 3.受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(<u> </u> 令和元年9月2日 <u>国土交通省告示第496号</u>)を参考にして災害の防止を図らなければならない。 4~12(省略) 13.受注者は、工事における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法(令和7年5月改正法律第33号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 14.(省略)	1-1-1-32 工事中の安全確保 1.受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達) <u>建設機械施工安全技術指針</u> (<u>国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月</u> <u> </u>)港湾工事安全施工指針((社)日本埋立浚渫協会)、潜水作業安全施工指針((社)日本潜水協会)、作業船団安全運航指針((社)日本海上起重技術協会)及びJIS A 8972 (斜面・法面工事事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 2.(省略) 3.受注者は、 <u>建設工事公衆災害防止対策要綱</u> (<u>国土交通大臣官房技術調査課、令和元年</u> <u> </u>)を参考にして災害の防止を図らなければならない。 4~12(省略) 13.受注者は、工事における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和8年10月版一部改定	(旧) 令和7年10月版	備考
1 - 1 - 1 - 36 環境対策 3. 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び条例によるもののほか、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」(<u>昭和62年3月30日 建設省経機発第58号</u>) の規定の適用を原則とする。 低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(<u>平成13年4月9日国土交通省告示第487号</u>) に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、工事の施工に当たり表1-6に示す建設機械を使用する場合は、表1-6の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(<u>令和4年6月改正法律第68号</u>)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領(<u>平成22年3月18日付け国総施環第291号</u>)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(<u>平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号</u>)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(<u>平成28年8月30日付け国総環第6号</u>)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを工事監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。	1 - 1 - 1 - 36 環境対策 3. 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合については、設計図書、関係法令及び条例によるもののほか、<u>建設工事に伴う騒音振動対策技術指針</u> (<u>建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日</u> <u>改正</u>) の規定の適用を原則とする。 低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(<u>国土交通省告示、平成13年4月9日</u> <u>改正</u>) に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。 4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、工事の施工に当たり表1-6に示す建設機械を使用する場合は、表1-6の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(<u>平成29年5月改正法律第41号</u>)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領(<u>平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号</u>)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(<u>平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号</u>)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(<u>平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環第6号</u>)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを工事監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
(2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表 1 - 7 に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表 1 - 7 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(令和 6 年 4 月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号、最終改正平成22年 3 月18日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号)」第16条第 1 項第 2 号、若しくは第20条第 1 項第 2 号の口に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改定について」(平成22年 3 月18日付け国総施環第291号)」若しくは、「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改定について」(平成28年8月30日付け国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工事に用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)した建設機械を使用することで、トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。	(2) 受注者は、トンネル坑内作業に当たり表 1 - 7 に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表 1 - 7 の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(令和 6 年 4 月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号、最終改正平成22年 3 月18日経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号)」第16条第 1 項第 2 号、若しくは第20条第 1 項第 2 号の口に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年10月 8 日付け建設省経機発第 249号、最終改正平成22年 3 月18日付け国総施環第291号)」若しくは、「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年 3 月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工事に用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)した建設機械を使用することで、トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。	諸基準類の改定に伴う変更
1 - 1 - 1 - 38 交通安全管理 1~4. (省略) 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和 6 年 6 月 内閣府・国土交通省令第 4 号)「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(昭和37年 8 月30日建設省道路局長通知)「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(道路局長通知 平成18年 3 月31日 国道利37号・国道国防第 205号)「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年 3 月31日 国道利 38号・国道国防第206号)「道路工事保安施設設置基準」(案)(令和 6 年 2 月 国土交通省道路局国道・技術課)及び「付表. 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。 6~13. (省略) 10. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和 3 年 7 月改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和 7 年 6 月改正 政令第222号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和 6 年 5 月改正 法律第 3 4 号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1 - 1 - 1 - 38 交通安全管理 1~4. (省略) 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和 6 年 7 月 内閣府・国土交通省令第 4 号)「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和37年 8 月30日)「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(道路局長通知 平成18年 3 月31日 国道利37号・国道国防第 205号)「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年 3 月31日 国道利 38号・国道国防第206号)「道路工事保安施設設置基準」(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年 2 月)及び「付表. 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。 6~13. (省略) 10. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和 3 年 7 月改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和 6 年 9 月改正 政令第272号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和 5 年 6 月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和8年10月版一部改定	(旧) 令和7年10月版	備考
1 - 1 - 1 - 40 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1) 地方自治法 (令和4年12月改正法律第101号) (2) 建設業法 (令和4年6月改正法律第68号) (3) <u>製造委託に係る中小委託業者に対する</u> <u>代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u> (令和7年5月改正法律第41号) (4) 労働基準法 (令和6年5月改正法律第42号) (5) 労働安全衛生法 (令和7年5月改正法律第33号) (6) 作業環境測定法 (令和7年5月改正法律第33号) (7) じん肺法 (平成30年7月改正法律第71号) (8) 雇用保険法 (令和6年6月改正法律第47号) (9) 労働者災害補償保険法 (令和4年6月改正法律第68号) (10) 健康保険法 (令和7年6月改正法律第74号) (11) 中小企業退職金共済法 (令和4年6月改正法律第68号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和6年5月改正法律第26号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和7年6月改正法律第75号) (14) 道路法 (令和7年4月改正法律第22号) (15) 道路交通法 (令和6年5月改正法律第34号) (16) 道路運送法 (令和6年5月改正法律第23号) (17) 道路運送車両法 (令和5年6月改正法律第63号) (18) 砂防法 (令和4年6月改正法律第68号) (19) 地すべり等防止法 (令和5年5月改正法律第34号) (20) 河川法 (令和5年5月改正法律第34号) (21) 海岸法 (令和5年5月改正法律第34号) (22) 港湾法 (令和7年4月改正法律第25号) (23) 港則法 (令和4年6月改正法律第68号) (24) 水路業務法 (令和4年6月改正法律第68号) (25) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (平成30年12月改正法律第95号) (26) 下水道法 (令和4年6月改正法律第68号) (27) 航空法 (令和7年6月改正法律第55号) (28) 公有水面埋立法 (令和4年6月改正法律第68号) (29) 軌道法 (令和2年6月改正法律第41号) (30) 森林法 (令和7年5月改正法律第48号) (31) 環境基本法 (令和3年5月改正法律第36号) (32) 火薬類取締法 (令和4年6月改正法律第68号) (33) 大気汚染防止法 (令和4年6月改正法律第68号) (34) 騒音規制法 (令和4年6月改正法律第68号) (35) 水質汚濁防止法 (令和4年6月改正法律第68号) (36) 湖沼水質保全特別措置法 (令和4年6月改正法律第68号) (37) 振動規制法 (令和4年6月改正法律第68号)	1 - 1 - 1 - 40 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1) 地方自治法 (令和4年12月改正法律第101号) (2) 建設業法 (令和3年5月改正法律第48号) (3) <u>下請代金支払遅延等防止法</u> (平成21年6月改正法律第51号) (4) 労働基準法 (令和6年5月改正法律第42号) (5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正法律第37号) (6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正法律第37号) (7) じん肺法 (平成30年7月改正法律第71号) (8) 雇用保険法 (令和6年6月改正法律第47号) (9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正法律第40号) (10) 健康保険法 (令和6年6月改正法律第47号) (11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正法律第40号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和6年5月改正法律第26号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和5年12月改正法律第84号) (14) 道路法 (令和5年5月改正法律第34号) (15) 道路交通法 (令和5年6月改正法律第56号) (16) 道路運送法 (令和5年4月改正法律第18号) (17) 道路運送車両法 (令和5年6月改正法律第63号) (18) 砂防法 (平成25年11月改正法律第76号) (19) 地すべり等防止法 (令和5年5月改正法律第34号) (20) 河川法 (令和5年5月改正法律第34号) (21) 海岸法 (令和5年5月改正法律第34号) (22) 港湾法 (令和4年11月改正法律第87号) (23) 港則法 (令和3年6月改正法律第53号) (24) 水路業務法 (令和4年6月改正法律第68号) (25) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (平成30年12月改正法律第95号) (26) 下水道法 (令和4年5月改正法律第44号) (27) 航空法 (令和5年6月改正法律第63号) (28) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正法律第51号) (29) 軌道法 (令和2年6月改正法律第41号) (30) 森林法 (令和5年6月改正法律第63号) (31) 環境基本法 (令和3年5月改正法律第36号) (32) 火薬類取締法 (令和元年6月改正法律第37号) (33) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正法律第39号) (34) 騒音規制法 (平成26年6月改正法律第72号) (35) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正法律第45号) (36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正法律第72号) (37) 振動規制法 (平成26年6月改正法律第72号)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定		(旧) 令和 7 年 10 月版		備考
(38)廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(38)廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年 6 月改正法律第37号)	諸基準類の改定に伴う変更
(39)文化財保護法	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(39)文化財保護法	(令和 3 年 4 月改正法律第22号)	
(40)砂利採取法	(令和 5 年 6 月改正法律第63号)	(40)砂利採取法	(令和 5 年 6 月改正法律第63号)	
(41)電気事業法	(令和 5 年 6 月改正法律第44号)	(41)電気事業法	(令和 5 年 6 月改正法律第44号)	
(42)消防法	(令和 5 年 6 月改正法律第58号)	(42)消防法	(令和 5 年 6 月改正法律第58号)	
(43)測量法	(令和 6 年 6 月改正法律第54号)	(43)測量法	(令和 6 年 6 月改正法律第54号)	
(44)建築基準法	(令和 7 年 5 月改正法律第35号)	(44)建築基準法	(令和 6 年 6 月改正法律第53号)	
(45)都市公園法	(令和 6 年 5 月改正法律第40号)	(45)都市公園法	(令和 6 年 5 月改正法律第40号)	
(46)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(46)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和 3 年 5 月改正法律第37号)	
(47)土壤汚染対策法	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(47)土壤汚染対策法	(平成29年 6 月改正法律第45号)	
(48)駐車場法	(平成29年 5 月改正法律第26号)	(48)駐車場法	(平成29年 5 月改正法律第26号)	
(49)自然環境保全法	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(49)自然環境保全法	(令和 3 年 6 月改正法律第53号)	
(50)自然公園法	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(50)自然公園法	(令和 3 年 5 月改正法律第29号)	
(51)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和 6 年 12月改正法律第49号)	(51)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和 6 年 6 月改正法律第54号)	
(52)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和 3 年 5 月改正法律第36号)	(52)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和 3 年 5 月改正法律第36号)	
(53)河川法施行法 妙	(平成11年12月改正法律第160号)	(53)河川法施行法 妙	(平成11年12月改正法律第160号)	
(54)技術士法	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(54)技術士法	(令和元年 6 月改正法律第37号)	
(55)漁業法	(令和 3 年 5 月改正法律第47号)	(55)漁業法	(令和 3 年 5 月改正法律第47号)	
(56)空港法	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(56)空港法	(令和 4 年 6 月改正法律第62号)	
(57)計量法	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(57)計量法	(平成26年 6 月改正法律第69号)	
(58)厚生年金保険法	(令和 6 年 6 月改正法律第47号)	(58)厚生年金保険法	(令和 6 年 6 月改正法律第47号)	
(59)航路標識法	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(59)航路標識法	(令和 3 年 6 月改正法律第53号)	
(60)資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和 7 年 6 月改正法律第52号)	(60)資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和 4 年 5 月改正法律第46号)	
(61)最低賃金法	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(61)最低賃金法	(平成24年 4 月改正法律第27号)	
(62)職業安定法	(令和 6 年 6 月改正法律第50号)	(62)職業安定法	(令和 4 年 3 月改正法律第12号)	
(63)所得税法	(令和 7 年 6 月改正法律第74号)	(63)所得税法	(令和 6 年 5 月改正法律第26号)	
(64)水産資源保護法	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(64)水産資源保護法	(平成30年12月改正法律第95号)	
(65)船員保険法	(令和 7 年 6 月改正法律第80号)	(65)船員保険法	(令和 6 年 6 月改正法律第47号)	
(66)著作権法	(令和 7 年 4 月改正法律第27号)	(66)著作権法	(令和 6 年 6 月改正法律第55号)	
(67)電波法	(令和 7 年 4 月改正法律第27号)	(67)電波法	(令和 5 年 12月改正法律第87号)	
(68)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(68)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(令和 4 年 4 月改正法律第32号)	
(69)労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(令和 6 年 6 月改正法律第47号)	(69)労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(令和 6 年 6 月改正法律第47号)	
(70)農薬取締法	(令和 5 年 5 月改正法律第36号)	(70)農薬取締法	(令和 5 年 5 月改正法律第36号)	
(71)毒物及び劇物取締法	(令和 5 年 5 月改正法律第36号)	(71)毒物及び劇物取締法	(令和 5 年 5 月改正法律第36号)	
(72)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(令和 4 年 6 月改正法律第68号)	(72)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成29年 5 月改正法律第41号)	
(73)公共工事の品質確保の促進に関する法律	(令和 6 年 6 月改正法律第54号)	(73)公共工事の品質確保の促進に関する法律	(令和 6 年 6 月改正法律第54号)	
(74)警備業法	(令和 5 年 6 月改正法律第63号)	(74)警備業法	(令和 5 年 6 月改正法律第63号)	
(75)個人情報の保護に関する法律	(令和 6 年 6 月改正法律第46号)	(75)個人情報の保護に関する法律	(令和 5 年 11月改正法律第79号)	

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
1 - 1 - 1 - 46 特許権等 1~2. (省略) 3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法(令和 7 年 4 月改正 法律第27号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	1 - 1 - 1 - 36 特許権等 1~2. (省略) 3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法(令和 6 年 6 月改正 法律第 55号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	諸基準類の改定に伴う変更
1 - 1 - 1 - 60 週休二日の対応 1. 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。 なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は<u>土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組みの質の向上に努めなければならない</u> _____。	1 - 1 - 1 - 60 週休二日の対応 1. 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。 なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は_____ _____ 1 か月ごとに 4 週 8 休以上の現場閉所、または、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保できるよう努めるものとする。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考																																																																																						
第 2 章 材料	第 2 章 材料																																																																																							
1 - 2 - 8 - 2 セメント 3 . 普通ポルトランドセメントの品質は、表 2 - 26の規格に適合するものとする。 表 2 - 26 普通ポルトランドセメントの品質 <table> <tr> <th colspan="2">品質</th><th>規格</th></tr> <tr> <td>比表面積</td><td>cm²/g</td><td>2,500以上</td></tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td><td>始発</td><td>1 以上</td></tr> <tr> <td>終結</td><td>10 以下</td></tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td><td>バット法</td><td>良</td></tr> <tr> <td>ルシャテリエ法</td><td>10 以下</td></tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ N/mm²</td><td>3 d</td><td>12.5 以上</td></tr> <tr> <td>7 d</td><td>22.5 以上</td></tr> <tr> <td>2 8 d</td><td>42.5 以上</td></tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 (J/g)</td><td>7 d</td><td>測定値を報告する</td></tr> <tr> <td>2 8 d</td><td>測定値を報告する</td></tr> <tr> <td>酸化マグネシウム</td><td>%</td><td>5.0 以下</td></tr> <tr> <td>三酸化硫黄</td><td>%</td><td>3.5 以下</td></tr> <tr> <td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>全アルカリ (Na o eq) %</td><td></td><td>0.75以下</td></tr> <tr> <td>塩素</td><td>%</td><td>0.035以下</td></tr> </table> [注] 普通ポルトランドセメント (低アルカリ形) については、全アルカリ (Na₂O eq) の値を 0.6%以下とする。 4 . 原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) の規定によるものとする。	品質		規格	比表面積	cm ² /g	2,500以上	凝 結 h	始発	1 以上	終結	10 以下	安 定 性	バット法	良	ルシャテリエ法	10 以下	圧縮強さ N/mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	2 8 d	42.5 以上	水 和 熱 (J/g)	7 d	測定値を報告する	2 8 d	測定値を報告する	酸化マグネシウム	%	5.0 以下	三酸化硫黄	%	3.5 以下				全アルカリ (Na o eq) %		0.75以下	塩素	%	0.035以下	1 - 2 - 8 - 2 セメント 3 . 普通ポルトランドセメントの品質は、表 2 - 26の規格に適合するものとする。 表 2 - 26 普通ポルトランドセメントの品質 <table> <tr> <th colspan="2">品質</th><th>規格</th></tr> <tr> <td>比表面積</td><td>cm²/g</td><td>2,500以上</td></tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td><td>始発</td><td>1 以上</td></tr> <tr> <td>終結</td><td>10 以下</td></tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td><td>バット法</td><td>良</td></tr> <tr> <td>ルシャテリエ法</td><td>10 以下</td></tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ N/mm²</td><td>3 d</td><td>12.5 以上</td></tr> <tr> <td>7 d</td><td>22.5 以上</td></tr> <tr> <td>2 8 d</td><td>42.5 以上</td></tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 (J/g)</td><td>7 d</td><td>測定値を報告する</td></tr> <tr> <td>2 8 d</td><td>測定値を報告する</td></tr> <tr> <td>酸化マグネシウム</td><td>%</td><td>5.0 以下</td></tr> <tr> <td>三酸化硫黄</td><td>%</td><td>3.5 以下</td></tr> <tr> <td>強熱減量</td><td>%</td><td>5.0 以下</td></tr> <tr> <td>全アルカリ (Na o eq) %</td><td></td><td>0.75以下</td></tr> <tr> <td>塩素</td><td>%</td><td>0.035以下</td></tr> </table> [注] 普通ポルトランドセメント (低アルカリ形) については、全アルカリ (Na₂O eq) の値を 0.6%以下とする。 4 . 原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) の規定によるものとする。	品質		規格	比表面積	cm ² /g	2,500以上	凝 結 h	始発	1 以上	終結	10 以下	安 定 性	バット法	良	ルシャテリエ法	10 以下	圧縮強さ N/mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	2 8 d	42.5 以上	水 和 熱 (J/g)	7 d	測定値を報告する	2 8 d	測定値を報告する	酸化マグネシウム	%	5.0 以下	三酸化硫黄	%	3.5 以下	強熱減量	%	5.0 以下	全アルカリ (Na o eq) %		0.75以下	塩素	%	0.035以下	諸基準類の改定に伴う変更
品質		規格																																																																																						
比表面積	cm ² /g	2,500以上																																																																																						
凝 結 h	始発	1 以上																																																																																						
	終結	10 以下																																																																																						
安 定 性	バット法	良																																																																																						
	ルシャテリエ法	10 以下																																																																																						
圧縮強さ N/mm ²	3 d	12.5 以上																																																																																						
	7 d	22.5 以上																																																																																						
	2 8 d	42.5 以上																																																																																						
水 和 熱 (J/g)	7 d	測定値を報告する																																																																																						
	2 8 d	測定値を報告する																																																																																						
酸化マグネシウム	%	5.0 以下																																																																																						
三酸化硫黄	%	3.5 以下																																																																																						
全アルカリ (Na o eq) %		0.75以下																																																																																						
塩素	%	0.035以下																																																																																						
品質		規格																																																																																						
比表面積	cm ² /g	2,500以上																																																																																						
凝 結 h	始発	1 以上																																																																																						
	終結	10 以下																																																																																						
安 定 性	バット法	良																																																																																						
	ルシャテリエ法	10 以下																																																																																						
圧縮強さ N/mm ²	3 d	12.5 以上																																																																																						
	7 d	22.5 以上																																																																																						
	2 8 d	42.5 以上																																																																																						
水 和 熱 (J/g)	7 d	測定値を報告する																																																																																						
	2 8 d	測定値を報告する																																																																																						
酸化マグネシウム	%	5.0 以下																																																																																						
三酸化硫黄	%	3.5 以下																																																																																						
強熱減量	%	5.0 以下																																																																																						
全アルカリ (Na o eq) %		0.75以下																																																																																						
塩素	%	0.035以下																																																																																						
1 - 2 - 10 - 3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和 7 年10月改正 政令第361号) に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2 - 34、2 - 35、2 - 36の規格に適合するものとする。 表 2 - 34 ~ 36 (省略)	1 - 2 - 10 - 3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和 5 年 9 月改正 政令第276号) に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2 - 34、2 - 35、2 - 36の規格に適合するものとする。 表 2 - 34 ~ 36 (省略)	諸基準類の改定に伴う変更																																																																																						

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和8年10月版一部改定	(旧) 令和7年10月版	備考
第3章 一般施工 1 - 3 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会道路橋示方書・同解説(共通編) (<u>令和7年10月</u>) (2) 日本道路協会道路橋示方書・同解説(鋼部材編・鋼上部構造編) (<u>令和7年10月</u>) (3) 日本道路協会道路橋示方書・同解説(下部構造編) (<u>令和7年10月</u>) (4) ~ (12) (省略) (13) 環境省水質汚濁に係わる環境基準について (環境省告示第35号) (<u>令和7年3月</u>) (14) ~ (29) (省略) (30) 建設業労働災害防止協会すい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (<u>令和6年4月</u>) (31) ~ (37) (省略) (38) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について (平成14年5月) (39) ~ (41) (省略) (42) 日本建設機械化施工協会 <u>防雪ハンドブック2025改訂版</u> (<u>令和7年6月</u>) (43) ~ (48) (省略) (49) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (<u>令和7年6月</u>)	第3章 一般施工 1 - 3 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会道路橋示方書・同解説(共通編) (<u>平成29年11月</u>) (2) 日本道路協会道路橋示方書・同解説(鋼橋編・鋼部材編) (<u>平成29年11月</u>) (3) 日本道路協会道路橋示方書・同解説(下部構造編) (<u>平成29年11月</u>) (4) ~ (12) (省略) (13) 環境省水質汚濁に係わる環境基準について (環境省告示第6号) (<u>令和5年3月</u>) (14) ~ (29) (省略) (30) 建設業労働災害防止協会すい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (<u>令和3年4月</u>) (31) ~ (37) (省略) (38) 国土交通省建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月) (39) ~ (41) (省略) (42) 日本建設機械化施工協会除雪・防雪ハンドブック (<u>防雪編</u>) (<u>平成16年12月</u>) (43) ~ (48) (省略) (49) 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (<u>平成27年3月</u>)	諸基準類の改定に伴う変更
1 - 3 - 3 - 3 作業土工(床掘り・埋戻し) 1~13. (省略) 14. 受注者は、埋戻しの施工に当たり、適切な含水比の状態で行わなければならない。 特に橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安定性、降雨等に対する配水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序に基づいて施工しなければならず、橋梁接続区間では、速やかな配水や構造物の状態に考慮しながら必要な記録を残さなければならない。 15. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工等を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 下部構造編 11章 橋台躯体背面部 12章 橋梁接続区間など」及び「道路土工盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」を参考とする。	1 - 3 - 3 - 3 作業土工(床掘り・埋戻し) 1~13. (省略) 14. 受注者は、埋戻しの施工に当たり、適切な含水比の状態で行わなければならない。 _____ _____ _____ 15. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工等を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 下部構造編 8.9橋台背面アプローチ部」及び「道路土工盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」を参考とする。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
1 - 3 - 3 - 14 桁製作工 (2) 工作 カ 受注者は、孔あけに当たって、設計図書に示す径にドリル又はドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。 また、 仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、N C 穿孔機又は型板を使用するものとする。なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 キ 受注者は、冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 1.5 倍以上にしなければならない。なお、これによりがたい場合は工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、JIS Z 2242 : 2023 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 3 - 4 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006 % をこえない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上又は 5 倍以上とすることができる。 (4) 溶接施工試験 ア 受注者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。ただし、二次部材については、除くものとする。なお、すでに過去に同等若しくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、工事監督員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。 (ア) SBHS700、SBHS700W において、1 パスの入熱量が 5,000J/mm を超える場合 (イ) SM570 又は SMA570W、SM520 又は SMA490W において 1 パスの入熱量が 7,000J/mm を超える場合 (ウ) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、1 パスの入熱量が 10,000J/mm を超える場合 (エ) 被覆棒アーク溶接法 (手溶接のみ) ガスシールドアーク溶接法 (CO₂ ガス又は Ar と CO₂ の混合ガス) サブマージアーク溶接法、頭付きスタッドのアークスタッド溶接法以外の溶接を行う場合 (オ) 鋼橋製作の実績が無い場合 (カ) 使用実績の無い所から材料供給を受ける場合 (キ) 採用する溶接方法の施工実績が無い場合	1 - 3 - 3 - 14 桁製作工 (2) 工作 カ 受注者は、孔あけに当たって、設計図書に示す径にドリル又はドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材 (道示による) で板厚 16mm 以下の材片は、押抜きにより行うことができるものとする。また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、N C 穿孔機又は型板を使用するものとする。なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 キ 受注者は、<u>主要部材において</u>冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 1.5 倍以上にしなければならない。なお、これによりがたい場合は工事監督員の承諾を得なければならない。ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 3 - 4 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006 % をこえない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上又は 5 倍以上とすることができる。 (4) 溶接施工試験 ア 受注者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。ただし、二次部材については、除くものとする。なお、すでに過去に同等若しくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、工事監督員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。 (ア) SM570 又は SMA570W、SM520 又は SMA490W において 1 パスの入熱量が 7,000J/mm を超える場合 (イ) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、1 パスの入熱量が 10,000J/mm を超える場合 (ウ) 被覆棒アーク溶接法 (手溶接のみ) ガスシールドアーク溶接法 (CO₂ ガス又は Ar と CO₂ の混合ガス) サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 (エ) 鋼橋製作の実績が無い場合 (オ) 使用実績の無い所から材料供給を受ける場合 (カ) 採用する溶接方法の施工実績が無い場合	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定						(旧) 令和 7 年 10 月版						備考
(8) 予熱						(8) 予熱						諸基準類の改定に伴う変更
表 3 - 5 - 1 予熱温度の標準						表 3 - 5 - 1 予熱温度の標準						
鋼種	溶接方法	予熱温度 ()				鋼種	溶接方法	予熱温度 ()				
		板厚区分 (mm)						板厚区分 (mm)				
		25 以下	25 をこえ 40 以下	40 をこえ 50 以下	50 をこえ 100 以下			25 以下	25 をこえ 40 以下	40 をこえ 50 以下	50 をこえ 100 以下	
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	-	-	
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50		低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	
	サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	
	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80		100	SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80
サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接		予熱なし	50	50	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし		50	50	80	
SMA 490W SMA 570W		低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SMA 490W SMA 570W		低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接		予熱なし	50	50	80	
	SBHS400 SBHS400W SBH500 SBHS500W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		SBHS400 SBHS400W SBH500 SBHS500W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし
サブマージアーク溶接		予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	サブマージアーク溶接	予熱なし		予熱なし	予熱なし	予熱なし	
ガスシールドアーク溶接		予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	ガスシールドアーク溶接	予熱なし		予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SBHS700 SBHS700W		低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	50				—	—	—
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	50	50	50	50			—	—	—	—	
[注] 「予熱なし」については、気温 (室内の場合は室温) が 5 以下の場合は 20 以上に加熱する。						[注] 「予熱なし」については、気温 (室内の場合は室温) が 5 以下の場合は 20 以上に加熱する。						

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定								(旧) 令和 7 年 10 月版								備考																																																													
(8) 予熱 表 3 - 5 - 2 予熱温度の標準を適用する場合の PCM の条件								(8) 予熱								諸基準類の改定に伴う変更																																																													
(%)								(%)																																																																					
<table><tr><th>鋼種 鋼材の板厚 (mm)</th><th>SM400 SMA400W</th><th>SM490 SM490Y</th><th>SM520 SM570</th><th>SMA490W SMA570W</th><th>SBHS400 SBHS400W</th><th>SBHS500 SBHS500W</th><th>SBHS700 SBHS700W</th></tr><tr><td>25 以下</td><td rowspan="3">0.24 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td rowspan="3">0.22 以下</td><td rowspan="3">0.22 以下</td><td>0.30 以下</td></tr><tr><td>25 を超え 50 以下</td><td></td><td>0.27 以下</td><td>0.27 以下</td><td></td></tr><tr><td>50 を超え 75 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.29 以下</td><td>0.29 以下</td><td>0.32 以下</td></tr><tr><td>75 を超え 100 以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td></tr></table>								鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400 SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	SBHS700 SBHS700W		25 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.22 以下	0.30 以下	25 を超え 50 以下		0.27 以下	0.27 以下		50 を超え 75 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下	0.32 以下	75 を超え 100 以下							-	<table><tr><th>鋼種 鋼材の板厚 (mm)</th><th>SM400</th><th>SMA400W</th><th>SM490 SM490Y</th><th>SM520 SM570</th><th>SMA490W SMA570W</th><th>SBHS400 SBHS400W</th><th>SBHS500 SBHS500W</th></tr><tr><td>25 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.26 以下</td><td rowspan="3">0.22 以下</td><td rowspan="3">0.22 以下</td></tr><tr><td>25 を超え 50 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.26 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.27 以下</td></tr><tr><td>50 を超え 100 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.24 以下</td><td>0.27 以下</td><td>0.29 以下</td><td>0.29 以下</td></tr></table>								鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.22 以下	25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下	50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下
鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400 SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	SBHS700 SBHS700W																																																																						
25 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.22 以下	0.30 以下																																																																						
25 を超え 50 以下			0.27 以下	0.27 以下																																																																									
50 を超え 75 以下		0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下			0.32 以下																																																																						
75 を超え 100 以下							-																																																																						
鋼種 鋼材の板厚 (mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W																																																																						
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.22 以下																																																																						
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下																																																																								
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下																																																																								
(9) 溶接施工上の注意 ア (省略) イ 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工に当たって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、そのあとをグラインダ仕上げするものとする。 ウ～キ (省略)								(9) 溶接施工上の注意 ア (省略) イ 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工に当たって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、そのあとをグラインダー仕上げするものとする。 ウ～キ (省略)																																																																					
(11)溶接の検査 表 3 - 7 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率								(11)溶接の検査 表 3 - 7 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率																																																																					
<table><tr><th>部 材</th><th>放射線透過試験 撮影箇所</th><th>超音波探傷試験 検査長さ</th></tr><tr><td>鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱</td><td rowspan="2">継手全長とする</td><td rowspan="2">継手全長とする</td></tr><tr><td>主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板</td></tr><tr><td>鋼床版のデッキプレート</td><td>継手の始終端で連続して 50cm(2 枚)、中間部で 1 mにつき 1 箇所(1 枚)及びワイヤ継部で 1 箇所(1 枚)とする。</td><td>継手全長とする</td></tr></table>								部 材	放射線透過試験 撮影箇所	超音波探傷試験 検査長さ	鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱	継手全長とする	継手全長とする	主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して 50cm(2 枚)、中間部で 1 mにつき 1 箇所(1 枚)及びワイヤ継部で 1 箇所(1 枚)とする。	継手全長とする	<table><tr><th>部 材</th><th>放射線透過試験 撮影箇所</th><th>超音波探傷試験 検査長さ</th></tr><tr><td>鋼製 橋脚 はり及び柱</td><td rowspan="2">継手全長とする</td><td rowspan="2">継手全長とする</td></tr><tr><td>主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板</td></tr><tr><td>鋼床版のデッキプレート</td><td>継手の始終端で連続して 50cm(2 枚)、中間部で 1 mにつき 1 箇所(1 枚)及びワイヤ継部で 1 箇所(1 枚)とする。</td><td>継手全長とする</td></tr></table>								部 材	放射線透過試験 撮影箇所	超音波探傷試験 検査長さ	鋼製 橋脚 はり及び柱	継手全長とする	継手全長とする	主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して 50cm(2 枚)、中間部で 1 mにつき 1 箇所(1 枚)及びワイヤ継部で 1 箇所(1 枚)とする。	継手全長とする																																										
部 材	放射線透過試験 撮影箇所	超音波探傷試験 検査長さ																																																																											
鋼製の橋脚躯体部のはり及び柱	継手全長とする	継手全長とする																																																																											
主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板																																																																													
鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して 50cm(2 枚)、中間部で 1 mにつき 1 箇所(1 枚)及びワイヤ継部で 1 箇所(1 枚)とする。	継手全長とする																																																																											
部 材	放射線透過試験 撮影箇所	超音波探傷試験 検査長さ																																																																											
鋼製 橋脚 はり及び柱	継手全長とする	継手全長とする																																																																											
主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板																																																																													
鋼床版のデッキプレート	継手の始終端で連続して 50cm(2 枚)、中間部で 1 mにつき 1 箇所(1 枚)及びワイヤ継部で 1 箇所(1 枚)とする。	継手全長とする																																																																											

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考																																																
(13)欠陥部の補修 表 3 - 8 欠陥の補修方法 <table><tr><th></th><th>欠陥の種類</th><th>補修方法</th></tr><tr><td>1</td><td>アークストライク</td><td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち、グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは、グラインダー仕上げのみでよい</td></tr><tr><td>2</td><td>組立溶接の欠陥</td><td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td></tr><tr><td>3</td><td>溶接われ</td><td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td></tr><tr><td>4</td><td>溶接ビード表面のビット</td><td>アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。</td></tr><tr><td>5</td><td>オーバーラップ</td><td>グラインダーで削りを整形する。</td></tr><tr><td>6</td><td>溶接ビード表面の凸凹</td><td>グラインダー仕上げする。</td></tr><tr><td>7</td><td>アンダーカット</td><td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又はビード溶接後、グラインダー仕上げする。</td></tr></table> (14)ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、SBHS700及びSBHS700Wのプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。 ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 3 - 9 によるものとする。 2 . ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表 3 - 1 0 に示すとおりとする。 表 3-10 ボルト孔の径 (省略) ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径 + 4.5mm までの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除 (拡大孔の径 + 0.5mm) として改めて継手の耐荷性能を評価するものとする。 ア 仮組立てで工場製作時のリーミングが難しい場合 (ア) 箱型断面部材の縦リブ継手 (イ) 鋼床版橋の縦リブ継手 イ 仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合 (ア) 鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手		欠陥の種類	補修方法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち、グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは、グラインダー仕上げのみでよい	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のビット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。	5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又はビード溶接後、グラインダー仕上げする。	(13)欠陥部の補修 表 3 - 8 欠陥の補修方法 <table><tr><th></th><th>欠陥の種類</th><th>補修方法</th></tr><tr><td>1</td><td>アークストライク</td><td>母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち、グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは、グラインダー仕上げのみでよい</td></tr><tr><td>2</td><td>組立溶接の欠陥</td><td>欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。</td></tr><tr><td>3</td><td>溶接われ</td><td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。</td></tr><tr><td>4</td><td>溶接ビード表面のビット</td><td>アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。</td></tr><tr><td>5</td><td>オーバーラップ</td><td>グラインダーで削りを整形する。</td></tr><tr><td>6</td><td>溶接ビード表面の凸凹</td><td>グラインダー仕上げする。</td></tr><tr><td>7</td><td>アンダーカット</td><td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又はビード溶接後、グラインダー仕上げする。</td></tr></table> (14)ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。 ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 3 - 9 によるものとする。 2 . ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表 3 - 1 0 に示すとおりとする。 表 3-10 ボルト孔の径 (省略) ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径 + 4.5mm までの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除 (拡大孔の径 + 0.5mm) として改めて継手の安全性を照査するものとする。 ア 仮組立て時リーミングが難しい場合 (ア) 箱型断面部材の縦リブ継手 (イ) 鋼床版橋の縦リブ継手 イ 仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合 (ア) 鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手		欠陥の種類	補修方法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち、グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは、グラインダー仕上げのみでよい	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のビット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。	5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。	7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又はビード溶接後、グラインダー仕上げする。	諸基準類の改定に伴う変更
	欠陥の種類	補修方法																																																
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち、グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは、グラインダー仕上げのみでよい																																																
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																
4	溶接ビード表面のビット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。																																																
5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又はビード溶接後、グラインダー仕上げする。																																																
	欠陥の種類	補修方法																																																
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののち、グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のは、グラインダー仕上げのみでよい																																																
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。																																																
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。																																																
4	溶接ビード表面のビット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。																																																
5	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。																																																
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。																																																
7	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又はビード溶接後、グラインダー仕上げする。																																																

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
1 - 3 - 3 - 20 軽量盛土工 1. (省略) 2. 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行うに当たり、損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時に当たっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。 3~6. (省略)	1 - 3 - 3 - 20 軽量盛土工 1. (省略) 2. 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行うに当たり、損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時に当たっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。 3~6. (省略)	誤字修正
1 - 3 - 4 - 5 場所打杭工 20. 受注者は、泥水処理を行うに当たり、水質汚濁に係わる環境基準について(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	1 - 3 - 4 - 5 場所打杭工 20. 受注者は、泥水処理を行うに当たり、水質汚濁に係わる環境基準(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
1 - 3 - 7 - 4 表層安定処理工 7. 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は安定処理土の締固めをしない供試体作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216(土の一軸圧縮試験方法)の規準により試験を行うものとする。	1 - 3 - 7 - 4 表層安定処理工 7. 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216(土の一軸圧縮試験方法)の規準により試験を行うものとする。	諸基準類の改定に伴う変更
1 - 3 - 7 - 9 固結工 11. 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工に係る施工管理等について」(平成 2 年 9 月 18 日建設省技調発第 188 号)の規定によらなければならない。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、提出するものとする。	1 - 3 - 7 - 9 固結工 11. 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工に係る施工管理等について」(平成 2 年 9 月 18 日建設省 大臣官房技術調査室長通達)の規定によらなければならない。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、提出するものとする。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和8年10月版一部改定	(旧) 令和7年10月版	備考
第4章 土工	第4章 土工	
1 - 4 - 2 - 1 適用すべき諸基準 (6) 国土交通省建設副産物適正処理推進要綱の改正について (平成14年5月)	1 - 4 - 2 - 1 適用すべき諸基準 (6) 国土交通省建設副産物適正処理推進要綱 _____ (平成14年5月)	諸基準類の改定に伴う変更
1 - 4 - 4 - 1 一般事項 3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工等を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 下部構造編11章 橋台躯体背面部 12章 橋梁接続区間など _____」(日本道路協会、令和7年10月)及び「道路土工盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。 4~10. (省略) 11. 建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」(平成18年8月10日 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)による。	1 - 4 - 4 - 1 一般事項 3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工等を行わなければならない。なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 下部構造編 _____ 8. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成24年3月)及び「道路土工盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。 4~10. (省略) 11. 建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)による。	

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
第 5 章 無筋、鉄筋コンクリート	第 5 章 無筋、鉄筋コンクリート	
1 - 5 - 3 - 2 レディーミクストコンクリート 2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。 (1) J I S マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（<u>令和 4 年 6 月</u>改正法律第 68 号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に J I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、J I S A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I S マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（<u>令和 4 年 6 月</u>改正法律第 68 号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に J I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	1 - 5 - 3 - 2 レディーミクストコンクリート 2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。 (1) J I S マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成 30 年 5 月改正法律第 33 号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に J I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、J I S A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I S マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（<u>平成 30 年 5 月</u>改正法律第 33 号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に J I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
1 - 5 - 3 - 3 配合 1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量をできるだけ <u>小さく</u> するように定めなければならない。	1 - 5 - 3 - 3 配合 1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量をできるだけ <u>少なく</u> するように定めなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
1 - 5 - 3 - 7 コンクリート打込み 3. 受注者は、コンクリートを、速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。 練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、外気温が <u>日平均で 25</u> を超える場合で 1.5 時間、25 以下の場合で 2 時間 <u>以内</u> とし、かつ、コンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷下し地点に到着するまでの時間）は、1.5 時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、工事監督員と協議しなければならない。 なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。	1 - 5 - 3 - 7 コンクリート打込み 3. 受注者は、コンクリートを、速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。 練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、外気温が <u>25</u> を超える場合で 1.5 時間、25 以下の場合で 2 時間 <u>を超えないもの</u> とし、かつ、コンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷下し地点に到着するまでの時間）は、1.5 時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、工事監督員と協議しなければならない。 なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
1 - 5 - 4 - 1 一般事項 6 . 受注者は、_____コンクリートのかどに面取りを施工しなければならない。	1 - 5 - 4 - 1 一般事項 6 . 受注者は、<u>特に定めのない場合には、</u>コンクリートのかどに面取りを施工しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
1 - 5 - 5 - 3 鉄筋の組立て 3 . 受注者は、_____曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	1 - 5 - 5 - 3 鉄筋の組立て 3 . 受注者は、<u>原則として</u>曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考																								
第 2 編 河川編 第 1 章 築堤・護岸	第 2 編 河川編 第 1 章 築堤・護岸																									
2 - 1 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和 6 年 3 月) (2) 国土交通省 河川砂防技術基準(案) 同解説 (令和 7 年 10 月)	2 - 1 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和 6 年 3 月) (2) 国土交通省 河川砂防技術基準(案) 同解説 (令和 4 年 6 月)	諸基準類の改定に伴う変更																								
2 - 1 - 3 - 2 材料 (2) 遮水シート B は、以下の仕様によるものとする。 表 1 - 4 止水材の品質規格表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>規格値</th><th>試験方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止水性</td><td>25(ml/sec)/(1.8m³)以下</td><td>建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。</td></tr> <tr> <td>引張強さ</td><td>11.8N/mm²以上</td><td>日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td></tr> <tr> <td>摩擦係数</td><td>0.8 以上</td><td>平成 4 年度建設省告示第1324号における開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。</td></tr> </tbody> </table>	項 目	規格値	試験方法	止水性	25(ml/sec)/(1.8m ³)以下	建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。	引張強さ	11.8N/mm ² 以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第1324号における開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。	2 - 1 - 3 - 2 材料 (2) 遮水シート B は、以下の仕様によるものとする。 表 1 - 4 止水材の品質規格表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>規格値</th><th>試験方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>止水性</td><td>25(ml/sec)/(1.8m³)以下</td><td>建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。</td></tr> <tr> <td>引張強さ</td><td>11.8N/mm²以上</td><td>日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td></tr> <tr> <td>摩擦係数</td><td>0.8 以上</td><td>平成 4 年度建設省告示第1324号に <u>摩擦試験方法による。</u></td></tr> </tbody> </table>	項 目	規格値	試験方法	止水性	25(ml/sec)/(1.8m ³)以下	建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。	引張強さ	11.8N/mm ² 以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第1324号に <u>摩擦試験方法による。</u>	諸基準類の改定に伴う変更
項 目	規格値	試験方法																								
止水性	25(ml/sec)/(1.8m ³)以下	建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。																								
引張強さ	11.8N/mm ² 以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																								
摩擦係数	0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第1324号における開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。																								
項 目	規格値	試験方法																								
止水性	25(ml/sec)/(1.8m ³)以下	建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。																								
引張強さ	11.8N/mm ² 以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																								
摩擦係数	0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第1324号に <u>摩擦試験方法による。</u>																								

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和8年10月版一部改定	(旧) 令和7年10月版	備考
第3章 樋門・樋管（排水工） 2-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月） (2) 国土交通省 河川砂防技術基準（令和7年10月） (3) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（成10年11月） (4) 国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]（平成13年12月） (5) 国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)[樋門編]（平成13年12月） (6) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和7年3月） (7) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）	第3章 樋門・樋管（排水工） 2-3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月） (2) 国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月） (3) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月） (4) 国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]（平成13年12月） (5) 国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)[樋門編]（平成13年12月） (6) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月） (7) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）	諸基準類の改定に伴う変更
第4章 水門 2-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月） (2) 国土交通省 河川砂防技術基準（令和7年10月） (3) ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月） (4) 日本道路協会道路橋示方書・同解説（共通編）（令和7年10月） (5) 日本道路協会道路橋示方書・同解説（鋼部材__・鋼上部構造__編）（令和7年10月） (6) 日本道路協会道路橋示方書・同解説（コンクリート部材・コンクリート上部構造__編）（令和7年10月） (7) 日本道路協会道路橋示方書・同解説（下部構造編）（令和7年10月） (8) 土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） (9) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月） (10) 国土交通省機械工事塗装要領（案）・同解説（令和3年2月） (11) 日本道路協会道路橋支保便覧（平成31年2月）	第4章 水門 2-4-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月） (2) 国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月） (3) ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月） (4) 日本道路協会道路橋示方書・同解説（共通編）（平成29年11月） (5) 日本道路協会道路橋示方書・同解説（鋼__橋・鋼__部材編）（平成29年11月） (6) 日本道路協会道路橋示方書・同解説（コンクリート__・コンクリート__部材編）（平成29年11月） (7) 日本道路協会道路橋示方書・同解説（下部構造編）（平成29年11月） (8) 土木学会プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） (9) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月） (10) 国土交通省機械工事塗装要領（案）・同解説（令和3年2月） (11) 日本道路協会道路橋支保便覧（平成31年2月）	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
第 5 章 堰 2 - 5 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (4) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和 7 年 10 月) (5) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編) (令和 7 年 10 月) (6) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (鋼部材・鋼上部構造編) (令和 7 年 10 月) (7) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (コンクリート部材・コンクリート上部構造編) (令和 7 年 10 月) (8) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (下部構造編) (令和 7 年 10 月)	第 5 章 堰 2 - 5 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (4) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和 4 年 6 月) (5) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編) (平成 29 年 11 月) (6) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (鋼橋・鋼部材編) (平成 29 年 11 月) (7) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (コンクリート橋・コンクリート部材編) (平成 29 年 11 月) (8) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (下部構造編) (平成 29 年 11 月)	諸基準類の改定に伴う変更
第 6 章 排水機場 2 - 6 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成 28 年 10 月) (2) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和 6 年 3 月) (3) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和 7 年 10 月) (4) 河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (令和 2 年 1 月)	第 6 章 排水機場 2 - 6 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成 28 年 10 月) (2) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (令和 6 年 3 月) (3) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和 4 年 6 月) (4) 河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (令和 2 年 1 月)	諸基準類の改定に伴う変更
第 7 章 床止め 2 - 7 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省仮締切堤設置基準 (案) (令和 6 年 3 月) (2) 国土交通省河川砂防技術基準 (令和 7 年 10 月) (3) ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (平成 28 年 10 月)	第 7 章 床止め 2 - 7 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省仮締切堤設置基準 (案) (令和 6 年 3 月) (2) 国土交通省河川砂防技術基準 (令和 4 年 6 月) (3) ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (平成 28 年 10 月)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
第 4 編 砂防編 第 1 章 砂防堰堤	第 4 編 砂防編 第 1 章 砂防堰堤	
4 - 1 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和 6 年 3 月) (2) 国土交通省 河川砂防技術基準(案)同解説 (令和 7 年 10 月)	4 - 1 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和 6 年 3 月) (2) 国土交通省 河川砂防技術基準(案)同解説 (令和 4 年 6 月)	諸基準類の改定に伴う変更
第 2 章 渓流保全(流路)	第 2 章 渓流保全(流路)	
4 - 2 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 河川砂防技術基準(案)同解説 (令和 7 年 10 月) (2) 日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 24 年 7 月) (3) 日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成 22 年 3 月) (4) 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)	4 - 2 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 国土交通省 河川砂防技術基準(案)同解説 (令和 4 年 6 月) (2) 日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成 24 年 7 月) (3) 日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成 22 年 3 月) (4) 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成 11 年 3 月)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
第 5 編 道路編 第 1 章 道路改良	第 4 編 砂防編 第 1 章 砂防堰堤	
5 - 1 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会道路土工構造物技術基準・同解説 (令和 7 年 11 月) (2) ~ (16) (省略) (17) 日本建設機械施工協会 防雪ハンドブック 2025改訂版 (令和 7 年 6 月) (18) ~ (28) (省略)	2 - 1 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会道路土工構造物技術基準・同解説 (平成 29 年 3 月) (2) ~ (16) (省略) (17) 日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成 16 年 12 月) (18) ~ (28) (省略)	諸基準類の改定に伴う変更
5 - 1 - 10 - 2 材料 1 ~ 3. (省略) 4. 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWSP7903-2023「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。 5.6. (省略)	5 - 1 - 10 - 2 材料 1 ~ 3. (省略) 4. 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。 5.6. (省略)	諸基準類の改定に伴う変更
第 3 章 橋梁下部	第 3 章 橋梁下部	
5 - 3 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編) (令和 7 年 10 月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (鋼部材・鋼上部構造編) (令和 7 年 10 月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (下部構造編) (令和 7 年 10 月) (4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (上下部接続部編) (令和 7 年 10 月) (5) ~ (17) (省略)	5 - 3 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編) (平成 29 年 11 月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (鋼橋・鋼部材編) (平成 29 年 11 月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (下部構造編) (平成 29 年 11 月) (4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (耐震設計編) (平成 29 年 11 月) (5) ~ (17) (省略)	

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考																																																				
第 4 章 鋼橋上部	第 4 章 鋼橋上部																																																					
5 - 4 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編) (令和 7 年10月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(鋼部材__・鋼上部構造__編) (令和 7 年10月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(上下部接続部__編) (令和 7 年10月) (4) ~ (18) (省略)	2 - 4 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編) (平成29年11月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(鋼__橋・鋼__部材編) (平成29年11月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(__耐震設計編) (平成29年11月) (4) ~ (18) (省略)	諸基準類の改定に伴う変更																																																				
5 - 4 - 3 - 2 材料 4 . 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、__SBHS500及びSBHS700を溶接する場合 5 . 受注者は、被覆アーク溶接棒を表 4 - 2 に従って乾燥させなければならない。 表 4 - 2 溶接棒乾燥の温度と時間 <table><tr><th>溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td rowspan="2">軟鋼用被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥(開封)後 8 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき</td><td>70 ~ 100</td><td>30 ~ 60 分</td></tr><tr><td>低水素系被覆アーク溶接棒</td><td>490MPa 級</td><td>乾燥(開封)後 4 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき</td><td>300 ~ 400</td><td>30 ~ 60 分</td></tr><tr><td></td><td>590MPa 級</td><td></td><td>350 ~ 400</td><td>60 分以上</td></tr></table> 6 . 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 4 - 3 に従って乾燥させなければならない。 表 4 - 3 フラックスの乾燥の温度と時間 <table><tr><th>フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td rowspan="2">溶融フラックス</td><td>ガラス状</td><td>150 ~ 350</td><td>60 分以上</td></tr><tr><td>軽石状</td><td>200 ~ 350</td><td>60 分以上</td></tr><tr><td>ボンドフラックス</td><td>200 ~ 350</td><td>60 分以上</td></tr></table>	溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥(開封)後 8 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき	70 ~ 100	30 ~ 60 分	低水素系被覆アーク溶接棒	490MPa 級	乾燥(開封)後 4 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき	300 ~ 400	30 ~ 60 分		590MPa 級		350 ~ 400	60 分以上	フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間	溶融フラックス	ガラス状	150 ~ 350	60 分以上	軽石状	200 ~ 350	60 分以上	ボンドフラックス	200 ~ 350	60 分以上	5 - 4 - 3 - 2 材料 4 . 受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。 (1) 耐候性鋼材を溶接する場合 (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 __及びSBHS500__を溶接する場合 5 . 受注者は、被覆アーク溶接棒を表 4 - 2 に従って乾燥させなければならない。 表 4 - 2 溶接棒乾燥の温度と時間 <table><tr><th>溶接棒の種類</th><th>溶接棒の状態</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td rowspan="2">軟鋼用被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥(開封)後 12 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき</td><td>100 ~ 150</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>低水素系被覆アーク溶接棒</td><td>乾燥(開封)後 4 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき</td><td>300 ~ 400</td><td>1 時間以上</td></tr></table> 6 . 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 4 - 3 に従って乾燥させなければならない。 表 4 - 3 フラックスの乾燥の温度と時間 <table><tr><th>フラックスの種類</th><th>乾燥温度</th><th>乾燥時間</th></tr><tr><td>溶融フラックス</td><td>150 ~ 200</td><td>1 時間以上</td></tr><tr><td>ボンドフラックス</td><td>200 ~ 250</td><td>1 時間以上</td></tr></table>	溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間	軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥(開封)後 12 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき	100 ~ 150	1 時間以上	低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥(開封)後 4 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき	300 ~ 400	1 時間以上	フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間	溶融フラックス	150 ~ 200	1 時間以上	ボンドフラックス	200 ~ 250	1 時間以上	諸基準類の改定に伴う変更
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																																																			
軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥(開封)後 8 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき	70 ~ 100	30 ~ 60 分																																																			
	低水素系被覆アーク溶接棒	490MPa 級	乾燥(開封)後 4 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき	300 ~ 400	30 ~ 60 分																																																	
	590MPa 級		350 ~ 400	60 分以上																																																		
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間																																																				
溶融フラックス	ガラス状	150 ~ 350	60 分以上																																																			
	軽石状	200 ~ 350	60 分以上																																																			
ボンドフラックス	200 ~ 350	60 分以上																																																				
溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間																																																			
軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥(開封)後 12 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき	100 ~ 150	1 時間以上																																																			
	低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥(開封)後 4 時間以上経過したとき若しくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき	300 ~ 400	1 時間以上																																																		
フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間																																																				
溶融フラックス	150 ~ 200	1 時間以上																																																				
ボンドフラックス	200 ~ 250	1 時間以上																																																				

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
5 - 4 - 6 - 2 床版工 1. 受注者は、鉄筋コンクリート床版について下記の規定によらなければならない。 (1) ~ (4) (省略) (5) 受注者は、スパーサーについては、コンクリート製若しくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスパーサーを使用する場合はあらかじめ工事監督員の承諾を得るものとする。スパーサーは、1 m²当たり4個以上とし、組立、又はコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 (6) ~ (9) (省略)	5 - 4 - 6 - 2 床版工 1. 受注者は、鉄筋コンクリート床版について下記の規定によらなければならない。 (1) ~ (4) (省略) (5) 受注者は、スパーサーについては、コンクリート製若しくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスパーサーを使用する場合はあらかじめ工事監督員の承諾を得るものとする。スパーサーは、1 m²当たり4個を配置の目安とし、組立、又はコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 (6) ~ (9) (省略)	諸基準類の改定に伴う変更
第5章 コンクリート橋上部	第5章 コンクリート橋上部	
5 - 5 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編) (令和 7 年10月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (コンクリート部材・コンクリート上部構造 編) (令和 7 年10月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (上下部接続部 編) (令和 7 年10月) (4) ~ (13) (省略)	5 - 5 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編) (平成29年11月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (コンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (耐震設計編) (平成29年11月) (4) ~ (13) (省略)	諸基準類の改定に伴う変更
5 - 5 - 4 - 3 コンクリート主桁製作工 3. 受注者はP C 緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) ~ (7) (省略) (8) プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説 (共通編 コンクリート部材 編・コンクリート上部構造 編) 15.11 P C 鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、令和 7 年 10 月) に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C 鋼材の拔出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、工事監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 (9) ~ (11) (省略)	5 - 5 - 4 - 3 コンクリート主桁製作工 3. 受注者はP C 緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) ~ (7) (省略) (8) プレストレッシングの施工については、道路橋示方書・同解説 (共通編 コンクリート橋編・コンクリート部材編) 17.11 (P C 鋼材工及び緊張工) に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C 鋼材の拔出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、工事監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 (9) ~ (11) (省略)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
第 7 章 照明	第 7 章 照明	
5 - 7 - 2 - 5 表示 1. 建電協制定によるほか、<u>ナトリウム灯安定器、ナトリウムランプ、けい光灯具、けい光安定器、けい光ランプ、分電盤(箱)、自動点滅器、ボール</u>については、見やすいところにアルミはく等により、容易に消えない方法で下記の各々の事項を表示しなければならない。 (1) <u>ナトリウム灯具、けい光灯具</u> ア～カ (省略) (2) <u>ナトリウム灯安定器、けい光安定器</u> ア～ソ (省略) (3) <u>ナトリウムランプ、けい光ランプ</u> ア～ウ (省略)	5 - 7 - 2 - 5 表示 1. 建電協制定によるほか、<u>水銀灯具、水銀灯安定器、水銀ランプ、ナトリウム灯安定器、ナトリウムランプ、けい光灯具、けい光安定器、けい光ランプ、分電盤(箱)、自動点滅器、ボール</u>については、見やすいところにアルミはく等により、容易に消えない方法で下記の各々の事項を表示しなければならない。 (1) <u>水銀灯具、ナトリウム灯具、けい光灯具</u> ア～カ (省略) (2) <u>水銀灯安定器、ナトリウム灯安定器、けい光安定器</u> ア～ソ (省略) (3) <u>水銀ランプ、ナトリウムランプ、けい光ランプ</u> ア～ウ (省略)	諸基準類の改定に伴う変更
5 - 7 - 4 - 4 マンホール及びハンドホール 1. マンホールの蓋は、^{ふた}鋳鉄製とし、<u>水</u>が浸入しない構造のものでなければならない。また、重量物の荷重をうける場所に設置される場合は、その荷重に耐える強度のものでなければならない。 2. ハンドホールの蓋は、^{しま}平均厚4.5mm以上の縞鋼板製のものでなければならない。	5 - 7 - 4 - 4 マンホール及びハンドホール 1. マンホールの蓋は、^{ふた}鋳鉄製 <u>の</u>水が浸入しない構造のものでなければならない。また、重量物の荷重をうける場所に設置される場合は、その荷重に耐える強度のものでなければならない。 2. ハンドホールの蓋は、^{しま}平均厚4.5mm以上の縞鋼板製のものでなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
5 - 7 - 6 - 1 道路用照明器具 1.2. (省略) 3. 光源・安定器 (1) LED モジュールは、JIS C 8155 (一般照明用 LED モジュール - 性能要求事項) の規定による。 (2) 高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621 (高圧ナトリウムランプ - 性能仕様) の規定による。 (3) セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623 (メタルハライドランプ - 性能仕様) の規定による (4) ランプ寸法・形状は、JIS C 7710 (電球類ガラス管球の形式の表し方) に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1 (電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性第 1 部口金) に適合した口金を使用する。 (5) ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、<u>JIS C 7621 (高圧ナトリウムランプ - 性能仕様)、JIS C 7623 (メタルハライドランプ - 性能仕様)</u> に定められた事項を表示する。 (6) LED モジュール用制御装置は、JIS C 8153 (LED モジュール用制御装置 - 性能要求事項) の規定による。 (7) 安定器の規格は、JIS C 8110 (放電灯安定器 (蛍光灯を除く)) の規定による。	5 - 7 - 6 - 1 道路用照明器具 1.2. (省略) 3. 光源・安定器 (1) LED モジュールは、JIS C 8155 (一般照明用 LED モジュール - 性能要求事項) の規定による。 (2) 高圧水銀ランプは、JIS C 7604 (高圧水銀ランプ - 性能規定) の規定による。 (3) 高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621 (高圧ナトリウムランプ - 性能仕様) の規定による。 (4) セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623 (メタルハライドランプ - 性能仕様) の規定による (5) ランプ寸法・形状は、JIS C 7710 (電球類ガラス管球の形式の表し方) に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1 (電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性第 1 部口金) に適合した口金を使用する。 (6) ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、<u>JIS C 7604 (高圧水銀ランプ - 性能規定) 及び JIS C 7621 (高圧ナトリウムランプ - 性能仕様)、JIS C 7623 (メタルハライドランプ - 性能仕様)</u> に定められた事項を表示する。 (7) LED モジュール用制御装置は、JIS C 8153 (LED モジュール用制御装置 - 性能要求事項) の規定による。 (8) 安定器の規格は、JIS C 8110 (放電灯安定器 (蛍光灯を除く)) の規定による。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
5 - 7 - 6 - 2 トンネル用照明器具 2. 構造 (1) 器具は、JIS C 8105-1「照明器具-第 1 部:安全性要求事項通則」に規定する保護等級 IP55 以上とし、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電気的及び光学的に、<u>その性能を有する構造</u>とする。 (2) プレス加工器具枠なしの本体材質は、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) の SUS 304 に適合する標準寸法 <u>1.0 mm</u> の板厚を用いたプレス成形による無溶接とし、強度、防錆、耐食性を有するものとする。 アルミ製器具の本体の主たる材質は、JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材) 等に適合する標準寸法 <u>2.0mm</u> とし、強度、防錆、耐食性能を有するものとする。 なお、これによらない場合は、同等の強度、防錆、耐食性のある材料 (必要に応じ塗装を含む) とする。 (3) <u>プレス加工器具枠なし</u>の本体の塗装は、塗装前処理 (脱脂処理) を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料を 1 回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理 (アルマイト処理) を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料 1 回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 (4) 取付脚は、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) に適合する標準寸法 4.0 mm 以上の板厚と同等以上の強度、防錆機能を持つものとする。また、本体との間にゴムパッキンを挿入し、ねじ止めとする。 (5) 器具は、必要な落下防止 <u>に対応した</u>構造を有するものとする。 3. 性能 (省略) 4. 光源・安定器 (1) (2) (省略) (3) <u>高周波点灯専用形蛍光灯</u>は、JIS C 7601 (蛍光灯 (一般照明用))、JEL 211 (高周波点灯専用形蛍光灯 (一般照明用)) の規定による。 (4)(5) (省略)	5 - 7 - 6 - 2 トンネル用照明器具 2. 構造 (1) 器具は、JIS C 8105-1「照明器具-第 1 部:安全性要求事項通則」に規定する保護等級 IP55 以上とし、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電気的及び光学的に、<u>機能を保持できるものとする。</u> (2) プレス加工器具枠なしの本体材質は、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) の SUS 304 に適合する標準寸法厚さ <u>1.0 mm</u> の板厚を用いたプレス成形による無溶接とし、強度、防錆、耐食性を有するものとする。 アルミ製器具の本体の主たる材質は、JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材) 等に適合する標準寸法厚さ <u>2.0mm</u> とし、強度、防錆、耐食性能を有するものとする。 なお、これによらない場合は、同等の強度、防錆、耐食性のある材料 (必要に応じ塗装を含む) とする。 (3) <u>外面</u>プレス加工器具枠なしの本体の塗装は、塗装前処理 (脱脂処理) を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料を 1 回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理 (アルマイト処理) を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料 1 回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 なお、<u>内面への塗装付着については特に規定しないものとする。塗装色はマンセル N7 とする。</u> (4) 取付脚は、JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) に適合する標準寸法 4.0 mm 以上の板厚と同等以上の強度、防錆機能を持つものとする。また、本体との間にゴムパッキンを挿入し、ねじ止めとする。 (5) 器具は、必要な落下防止 <u>構造</u>を有するものとする。 3. 性能 (省略) 4. 光源・安定器 (1) (2) (省略) (3) <u>器具に内蔵して用いる</u>高周波点灯専用形蛍光灯は、JIS C 7601 (蛍光灯 (一般照明用))、JEL 211 (高周波点灯専用形蛍光灯 (一般照明用)) の規定による。 (4)(5) (省略)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和8年10月版一部改定	(旧) 令和7年10月版	備考
5 - 7 - 6 - 3 道路照明器灯設置 1. 一般事項 (1) LED 照明器具 LEDモジュール用制御装置は、LED照明器具の内部または外部に施設する。ただし、<u>LEDモジュール用制御装置をLED照明器具の外部に施設する場合は、以下による。</u> 1) <u>造営材に取り付ける場合は、</u>堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、外箱を造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。 2) <u>ボール内に収納する場合は、</u>口出し線の引き出し部から箱内に浸水するおそれがあるため、口出し線が下向きとなるよう取付ける。 3) <u>高温の場所に施設しないこと。</u>ただし、高温用のものを使用する場合はこの限りでない。 4) LEDモジュール用制御装置の定格二次電圧は300V以下とする。 (2) 1,000V 以下の放電灯 管灯回路の使用電圧が1,000V以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。 1) 放電灯用安定器は、照明器具内に収める場合を除き、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、以下により施設する。 展開した場所に施設する場合は、外箱を可燃性の造営材から10 mm以上離して、堅ろうに取付けるものとする。 隠ぺい場所に施設する場合には、外箱をさらに耐火性の箱に収め、その箱は可燃性の造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。 2) 湿気の多い場所または水気のある場所に施設する放電灯には、適切な防湿装置を設置するものとする。 (3) 1,000V を超える放電灯 管灯回路の使用電圧が1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により施設する。 1) 放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物(架空電線を除く。)または植物との離隔距離は0.6m以上とする。 2) 照明器具の防塵等級及び防水等級は、JIS C 8105-01 (照明器具-第1部：安全性要求事項通則) に規定するIP23以上とする。 (4) 照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤーロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止ワイヤ固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。	5 - 7 - 6 - 3 道路照明器灯設置 1. 一般事項 (1) LED 照明器具 LEDモジュール用制御装置は、LED照明器具の内部または外部に施設する。ただし、<u>LEDモジュール用制御装置をLED照明器具の外部に施設する場合は、以下による。</u> 1) <u>堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、</u>外箱を造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。 2) <u>LEDモジュール用制御装置をボール内に収納する場合は、</u>口出し線の引き出し部から箱内に浸水するおそれがあるため、口出し線が下向きとなるよう取付ける。 3) <u>LEDモジュール用制御装置は高温の場所に施設しないこと。</u>ただし、高温用のものを使用する場合はこの限りでない。 4) LEDモジュール用制御装置の定格二次電圧は300V以下とする。 (2) 1,000V 以下の放電灯 管灯回路の使用電圧が1,000V以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。 1) 放電灯用安定器は、照明器具内に収める場合を除き、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、以下により施設する。 展開した場所に施設する場合は、外箱を可燃性の造営材から10 mm以上離して、堅ろうに取付けるものとする。 隠ぺい場所に施設する場合には、外箱をさらに耐火性の箱に収め、その箱は可燃性の造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。 2) 湿気の多い場所または水気のある場所に施設する放電灯には、適切な防湿装置を設置するものとする。 (3) 1,000V を超える放電灯 管灯回路の使用電圧が1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により施設する。 1) 放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物(架空電線を除く。)または植物との離隔距離は0.6m以上とする。 2) 照明器具 <u>は、</u>JIS C 8105-01 (照明器具-第1部：安全性要求事項通則) に規定するIP23以上とする。 (4) 照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤーロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止ワイヤ固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和8年10月版一部改定	(旧) 令和7年10月版	備考
5 - 7 - 6 - 5 トンネル照明器具取付 トンネル照明器具の取付けは、5 - 7 - 6 - 3 道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 照明器具は、建築限界を侵さない位置_____に取付けるものとする。 (2) ~ (5) (省略) (6) 照明器具の落下防止対策は、次による。 1) 2) (省略) 3) ワイヤロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる固定__荷重の最大値で除した値とし、10倍以上とする。 4) 5) (省略) (7) (省略) (8) 照明制御盤などの取付けは、以下によるものとする。 1) 照明制御盤を屋内に取付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、電気通信設備工事共通仕様書第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。 2) 調光装置の受光部の取付けは、野外輝度を適切に計測できる位置に固定する。	5 - 7 - 6 - 5 トンネル照明器具取付 トンネル照明器具の取付けは、5 - 7 - 6 - 3 道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 照明器具は、建築限界_____の外側に取付けるものとする。 (2) ~ (5) (省略) (6) 照明器具の落下防止対策は、次による。 1) 2) (省略) 3) ワイヤロープの安全率は、破断荷重をロープにかかる__静荷重の最大値で除した値とし、10倍以上とする。 4) 5) (省略) (7) (省略) (8) 照明制御盤などの取付けは、以下によるものとする。 1) 照明制御盤を屋内に取付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、_____第4編4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。 2) 調光装置の受光部の取付けは、野外輝度を適切に計測できる位置に固定する。	諸基準類の改定に伴う変更
第8章 コンクリートシェッド	第8章 コンクリートシェッド	
5 - 8 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編) (令和7年10月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (コンクリート部材__・コンクリート上部構造__編) (令和7年10月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (下部構造編) (令和7年10月) (4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (上下部接続部_____編) (令和7年10月) (5) ~ (15) (省略) (16) 日本建設機械化協会 _____防雪ハンドブック2025改訂版 (防雪編) (令和7年6月) (17) ~ (21) (省略)	5 - 8 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編) (平成29年11月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (コンクリート__橋・コンクリート__部__材編) (平成29年11月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (下部構造編) (平成29年11月) (4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (_____耐震設計編) (平成29年11月) (5) ~ (15) (省略) (16) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック_____ (防雪編) (平成16年12月) (17) ~ (21) (省略)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

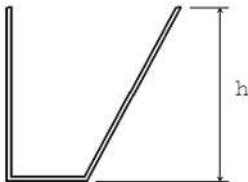
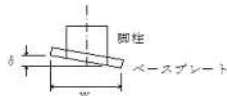
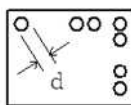
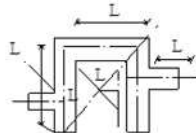
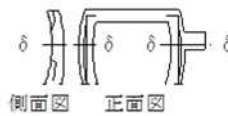
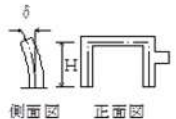
(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
第 9 章 鋼製シェッド	第 9 章 鋼製シェッド	
5 - 9 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編) (令和 7 年 10 月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (鋼部材 鋼上部 構造編) (令和 7 年 10 月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (下部構造編) (令和 7 年 10 月) (4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (上下部接続部 編) (令和 7 年 10 月) (5) ~ (11) (省略) (12) 日本建設機械化協会 防雪ハンドブック 2025改訂版 (令和 7 年 6 月) (13) ~ (21) (省略)	5 - 8 - 2 - 1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編) (平成 29 年 11 月) (2) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (鋼 橋 鋼上部材 編) (平成 29 年 11 月) (3) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (下部構造編) (平成 29 年 11 月) (4) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (耐震設計編) (平成 29 年 11 月) (5) ~ (11) (省略) (12) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成 16 年 12 月) (13) ~ (21) (省略)	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定

2 出来形管理基準 第 1 編 共通編 第 3 章 一般施工

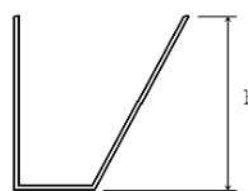
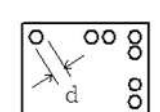
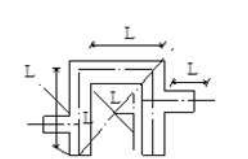
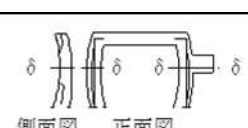
道路編・橋梁下部工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	2		刃口金物製作工	刃口高さ h (m)		± 2 ... h 0.5 ± 3 ... 0.5 < h 1.0 ± 4 1.0 < h 2.0	図面の寸法表示箇所 で測定。		諸基準類の改定に伴う変更	
						外周長 L (m)		± (10+L/10)				
5 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	橋脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)		w / 500	各橋脚柱、ベースプレートを測定。		諸基準類の改定に伴う変更
							ベースプレート	孔の位置	± 2	全数を測定		
								孔の径	0 ~ 5	全数を測定		
						仮組立時	柱の中心間隔 対角長 L (m)		± 5... L 10m ± 10... 10 < L 20m ± (10 + (L - 20) / 10) ... 20m < L	両端部及び片持ばり部を測定。		
							はりのカンバー及び 柱の曲がり δ (mm)		L / 1,000	各主構の各格点を測定。		
							柱の鉛直度 δ (mm)		10... H 10 H... H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。 H:高さ (m)		

(旧) 令和 7 年 10 月版

2 出来形管理基準 第 1 編 共通編 第 3 章 一般施工

道路編・橋梁下部工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用	
5 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	2		刃口金物製作工	刃口高さ h (m)		± 2 ... h 0.5 ± 3 ... 0.5 < h 1.0 ± 4 1.0 < h 2.0	図面の寸法表示箇所で測定。			
						外周長 L (m)		± (10+L/10)				
5 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		銅製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)		w/500	各 脚柱、ベースプレートを測定。		諸基準類の改定に伴う変更
							ベースプレート	孔の位置	± 2	全数を測定		
								孔の径	0 ~ 5	全数を測定		
						仮組立時	柱の中心間隔 対角長 L (m)		± 5... L 10m ± 10... 10 < L 20m ± (10 + (L - 20)/10)... 20m < L	両端部及び片持ばり部を測定。		
							はりのカンバー及び柱の曲がり δ (mm)		L / 1,000	各主構の各格点を測定。		
							柱の鉛直度 δ (mm)		10... H 10 H ... H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。 H:高さ (m)		

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 10 下層路盤工								
10 下層路盤工								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満（コンクリートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	。
			骨材の洗い試験	付表 4 - 4 による	設計図書による。			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	設計図書による。			
			凍上試験	JGSO172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法 道 路 土 工 排 水 工 指 針 JHS112	設計図書による。	1.000m ³ 及びその端数毎に 1 回の割合で行う。	コンクリート再生骨材に適用する。	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214）	車道部 最大乾燥密度の 93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道部 最大乾燥密度の 85%以上	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。1,000m ² につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m ² 以下のものは 1 工区（ロット）当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。3,000m ² を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・締固め度は、10 回の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足していなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。（X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。）	
			ブルーフローリング <u>右記試験方法(2 種類)のいずれかを実施する。</u>	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	諸基準類の改定に伴う変更
				<u>または、「地盤の変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」</u>		<u>・全幅、全区間で実施する。</u> <u>・事前計測制度確認を行い、システムの計測制度が確保されていることを確認する。</u>	<u>・地盤の変形を継続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。</u>	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき 2 回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	
(旧) 令和 7 年 10 月版								
3 品質管理基準 1 下層路盤工								
1 下層路盤工								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満（コンクリートでは 400 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	。
			骨材の洗い試験	付表 4 - 4 による	設計図書による。			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	設計図書による。			
			凍上試験	JGSO172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法 道 路 土 工 排 水 工 指 針 JHS112	設計図書による。	1.000m ³ 及びその端数毎に 1 回の割合で行う。	コンクリート再生骨材に適用する。	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214）	車道部 最大乾燥密度の 93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道部 最大乾燥密度の 85%以上	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。1,000m ² につき 1 回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m ² 以下のものは 1 工区（ロット）当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。3,000m ² を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・締固め度は、10 回の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足していなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。（X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。）	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき 2 回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。	
備考		諸基準類の改定に伴う変更						

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

（改定後）令和 8 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 12 アスファルト舗装								
12 アスファルト舗装								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前) <u>右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。</u>	温度計による	110 以上 ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
					<u>または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領(案)」</u>	<u>110 以上</u> <u>ただし、混合物の種類によって敷き均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定。</u>	<u>・全幅、全区間で実施する。</u> <u>・事前計測制度確認を行い、システムの計測制度が確保されていることを確認する。</u>	<u>アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。</u>
			外観検査(混合物)	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗設車線毎 200m 毎に 1 回		

（旧）令和 7 年 10 月版

3 品質管理基準 12 アスファルト舗装								
12 アスファルト舗装								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による	110 以上 ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			外観検査(混合物)	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗設車線毎 200m 毎に 1 回		

備考	諸基準類の改定に伴う変更
----	--------------

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 15 路床安定処理工															
15 路床安定処理工															
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認							
15 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。									
			CBR 試験	舗装調査・試験法便覧[4]-227、[4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。									
	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法(3 種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53 mm : JIS A 1214 (砂置換法) JIS A 1210A・B 法 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧[4]-256 (突砂法)	最大乾燥密度の 90%以上	500m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、1500m3 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。								
				または、 「 Ri 計器を用いた 盛土の締固め管理 要領 (案) 」による	「締固め度による管理」1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1 日の 1 層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、1 日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><td>面積(m2)</td><td>500 未満</td><td>500 以上 1,000 未満</td><td>1,000 以上 2,000 未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積(m2)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・ Ri 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第 9 編第 6 章 R I による土の密度試験」等による。
			面積(m2)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満									
			測定点数	5	10	15									
			または、 「 TS・GNSS を用いた 盛土の締固め管理要領 」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から 1m 以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1 . 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2 . 管理単位は築堤、路床路床とも 1 日の 1 層当たりの施工面積は 1,500 m ² を標準とする。また、1 日の施工面積が 2,000 m ² 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。 3 . 1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4 . 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
			ブルーフローリング <u>右記試験方法(2 種類)のいずれかを実施する。</u>	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。								
	<u>または、「地盤の変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領 (案) 」。</u>			<u>・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。</u> <u>・事前計測制度確認を行い、システムの計測制度が確保されていることを確認する。</u>	<u>・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。</u>	諸基準類の改定に伴う変更									
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長 40m につき 1 箇所の割で行う。	セメントコンクリートの路床に適用する。									
現場 CBR 試験		JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m につき 1 回の割で行う。											
含水比試験		JIS A 1203	設計図書による。	500 m ³ につき 1 回の割合で行う。ただし、1,500 m ³ 未満の工事は 1 工事あたり 3 回以上。											
たわみ量		舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリング'での不良箇所について実施											

(旧) 令和 7 年 10 月版																								
3 品質管理基準 15 路床安定処理工																								
15 路床安定処理工																								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認																
15 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。																		
CBR 試験	舗装調査・試験法便覧[4]-227、[4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。																					
施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法(3 種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 53 mm : JIS A 1214 (砂置換法) JIS A 1210A・B 法 最大粒径 > 53 mm : 舗装調査・試験法便覧[4]-256 (突砂法)	最大乾燥密度の 90%以上	500m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、1500m3 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。																		
または、 「 Ri 計器を用いた 盛土の締固め管理 要領 (案) 」による	「締固め度による管理」1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1 日の 1 層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、1 日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。						--------	--------	-----------------	-------------------		面積(m2)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満		測定点数	5	10	15		・最大粒径 < 100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・ Ri 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第 9 編第 6 章 R I による土の密度試験」等による。	
または、 「 TS・GNSS を用いた 盛土の締固め管理要領 」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から 1m 以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1 . 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2 . 管理単位は築堤、路床路床とも 1 日の 1 層当たりの施工面積は 1,500 m² を標準とする。また、1 日の施工面積が 2,000 m² 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。 3 . 1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4 . 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。																						
ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。																				
その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長 40m につき 1 箇所の割で行う。	セメントコンクリートの路床に適用する。																			
現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m につき 1 回の割で行う。																					
含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500 m³ につき 1 回の割合で行う。ただし、1,500 m³ 未満の工事は 1 工事あたり 3 回以上。																					
たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリング'での不良箇所について実施																					
備考	諸基準類の改定に伴う変更																							

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定

16 表層安定処理工（表層混合処理）																
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認								
16 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。									
	施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: JISA1214（砂置換法） 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-256(突差法)	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割で行う。 ただし、1500m3未満の工事は1工事当り3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 100 mmの場合に適用する。									
				または、 「Ri 計器を用いた 盛土の締固め管理 要領（案）」による	「締固め度による管理」1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><td>面積(m2)</td><td>500未満</td><td>500以上 1,000未満</td><td>1,000以上 2,000未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積(m2)	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径 <100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・Ri 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章 R I による土の密度試験」等による。	
				面積(m2)	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満									
			測定点数	5	10	15										
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。											
	ブルーフローリング <u>右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。</u>	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。											
	または、 <u>「地盤の変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」</u>		<u>・路床仕上げ音、全幅、全区間で実施する。</u> <u>・事前計測制度確認を行い、システムの計測制度が確保されていることを確認する。</u>	<u>・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。</u>	諸基準類の改定に伴う変更											
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。										
		現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。											
含水比試験		JIS A 1203	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事あたり3回以上。												
たわみ量		舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリング`での不良箇所について実施												

（旧）令和7年10月版																								
3 品質管理基準 16 表層安定処理工（表層混合処理）																								
16 表層安定処理工（表層混合処理）																								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認																
16 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。																	
施工	必須	現場密度の測定 右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 53mm: JISA1214（砂置換法） 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-256(突差法)	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割で行う。 ただし、1500m3未満の工事は1工事当り3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 100 mmの場合に適用する。																		
または、 「Ri 計器を用いた 盛土の締固め管理 要領（案）」による	「締固め度による管理」1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。						--------	-------	------------------	--------------------		面積(m2)	500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 2,000未満		測定点数	5	10	15		・最大粒径 <100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・Ri 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章 R I による土の密度試験」等による。	
または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。																						
ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。																				
その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。																			
現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。																					
含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事あたり3回以上。																					
たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリング`での不良箇所について実施																					
備考	諸基準類の改定に伴う変更																							

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 25 道路土工

25 道路土工																
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認								
25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） 右記試験方法（3 種類）のいずれかを実施する。	または、 「RI 計器を用いた 盛土の 締 固 め 管 理 要 領（案）」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が・最大乾燥密度の 92%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法） 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の 97%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 92%以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E 法） ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラフィックビリティーが確保できる含水比において、1 管理単位の現場空気間隙率の平均値が 8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1 日の 1 層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、1 日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 <table><tr><td>面積(m2)</td><td>500 未満</td><td>500 以上 1,000 未満</td><td>1,000 以上 2,000 未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積(m2)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径 <100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第 9 編第 6 章 RI による土の密度試験」等による。	
				面積(m2)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満									
				測定点数	5	10	15									
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。										
	ブルーフローリング <u>右記試験方法（2 種類）のいずれかを実施する。</u>	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。												
		<u>または、「地盤の変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」</u>	<u>・全幅、全区間で実施する。</u> <u>・事前計測制度確認を行い、システムの計測制度が確保されていることを確認する。</u>	<u>・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。</u>	諸基準類の改定に伴う変更											
	その他	平板載荷試験	JISA1215		各車線ごとに延長 40m について 1 箇所の割で行う。	セメントコンクリート路盤に適用する。										
現場 CBR 試験		JISA1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m について 1 回の割で行う												
含水比試験		JISA1203	設計図書による。	【路体】1,000m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、5,000m3 未満の工事は、1 工事当たり 3 回以上。 【路床】500m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、1,500m3 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。												
コーン指数の測定		舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による	必要に応じて実施。 （例）トラフィックビリティーが悪いとき。												
たわみ量		舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンケルマンビーム)	設計図書による	ブルーフローリングでの不良箇所について実施												

(旧) 令和 7 年 10 月版

3 品質管理基準 25 道路土工

25 道路土工

工種	種別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等 による確認								
25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） 右記試験方法（3 種類）のい ずれかを実施する。	または、 「RI 計器を用いた 盛 土の締固め管理 要領 （案）」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範 囲の含水比において、1 管理単位の現場乾 燥密度の平均値が・最大乾燥密度の 92% 以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範 囲の含水比において、1 管理単位の現場乾 燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の 97%以上（締固め試験 （JISA1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 92%以上（締固め試験 （JISA1210）C・D・E 法）。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラ フィカビリティーが確保できる含水比 において、1 管理単位の現場空気間隙率の 平均値が 8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質 土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単 位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1 日の 1 層当たりの施工面積を基準とす る。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、1 日の施工面積 が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に 分割するものとする。1 管理単位当たりの測定点数の目安を 下表に示す。 <table><tr><td>面積(m2)</td><td>500 未満</td><td>500 以上 1,000 未満</td><td>1,000 以上 2,000 未満</td></tr><tr><td>測定点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積(m2)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満	測定点数	5	10	15	・最大粒径<100 mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値 を著しく下回っている点が存在した場合 は、工事監督員との協議の上で、（再）転 圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理につ いては地盤工学会「地盤調査法第 9 編第 6 章 RI による土の密度試験」等による。	
				面積(m2)	500 未満	500 以上 1,000 未満	1,000 以上 2,000 未満									
				測定点数	5	10	15									
		または、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め 管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全 てが規定回数だけ締め固められたことを 確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管 理単位毎に管理を行う。 2．1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層 にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管 理単位として取り扱うものとする。												
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや 緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発 見する目的で、施工時に用いる転圧機械 と同等以上の締固め効果を有するタイヤ ローラやトラックを走行させる。										
		その他	平板載荷試験	JISA1215		各車線ごとに延長 40m について 1 箇所の割で行う。	セメントコンクリート路盤に適用する。									
			現場 CBR 試験	JISA1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m について 1 回の割で行う										
			含水比試験	JISA1203	設計図書による。	【路体】1,000m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、5,000m3 未満の工事は、1 工事当たり 3 回以上。 【路床】500m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、1,500m3 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。										
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪いとき。										
たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 （ベンケルマンビーム）		設計図書による	ブルーフローリングでの不良箇所について実施												

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和8年10月版一部改定								
3 品質管理基準 35 プラント再生舗装工								
35 プラント再生舗装工								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-16		再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。		○
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	3.8%以上	同上		○
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25) <u>針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい</u>	再生混合物製造日ごとに 1 回。 1 日の再生骨材使用量が 500 t を超える場合は 2 回。 1 日の再生骨材使用量が 100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて 2 日に 1 回とする。		○
			<u>再生骨材</u> <u>アスファルトコンクリート再生骨材</u> <u>圧裂係数</u>	<u>舗装再生便覧(令和6年3月)付録-02 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数の求め方</u>	<u>1.70 (MPa/mm) 以下 (25)</u> <u>針入度または圧裂係数のどちらかが規格値を満足すればよい</u>	<u>再生混合物製造日ごとに 1 回。</u> <u>1 日の再生骨材使用量が 500 t を超える場合は 2 回。</u> <u>1 日の再生骨材使用量が 100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて 2 日に 1 回とする。</u>		<u>○</u>
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装試験法便覧	5%以下	再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm ふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μm ふるいにとどまるものを気乾もしくは 60 以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JISK2207 石油アスファルト規格	2 回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度 (2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36 mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	抽出ふるい分け試験の場合：1 ～ 2 回 / 日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 又は 印字記録の場合：全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満 (コンクリートでは 400 m ² 以上 1,000 m ² 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	○
			粒度 (75 μm フルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75 μm ふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	同上	同上	○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	同上	同上	○
(旧) 令和7年10月版								
3 品質管理基準 35 プラント再生舗装工								
35 プラント再生舗装工								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-16		再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。		○
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	3.8%以上	同上		○
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25)	再生混合物製造日ごとに 1 回。 1 日の再生骨材使用量が 500 t を超える場合は 2 回。 1 日の再生骨材使用量が 100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて 2 日に 1 回とする。		○
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装試験法便覧	5%以下	再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm ふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μm ふるいにとどまるものを気乾もしくは 60 以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JISK2207 石油アスファルト規格	2 回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度 (2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36 mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	抽出ふるい分け試験の場合：1 ～ 2 回 / 日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 又は 印字記録の場合：全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 施工面積で 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満 (コンクリートでは 400 m ² 以上 1,000 m ² 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	○
			粒度 (75 μm フルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75 μm ふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	同上	同上	○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5 による。	同上	同上	○
備考		諸基準類の改定に伴う変更						

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

（改定後）令和 8 年 10 月版一部改定

3品質管理基準36ガス切断工

36ガス切断工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
36ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	表面の荒さ：50μm 以下（ <u>切削による場合もこれに準ずる</u> ）		最大表面粗さとは、JISB0601(2013)に規定する最大高さ荒さ RZ とする。	
			ノッチ	目視・計測	<u>ノッチがあってはならない</u>			
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをあびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測	同上			
			真直度	計測器による計測	同上			

（旧）令和 7 年 10 月版

3品質管理基準36ガス切断工

36ガス切断工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
36ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	<u>主要部材の最大表面荒さ：50μm 以下</u> <u>二次部材の最大表面荒さ：100μm 以下（ただし、切削による場合は 50μm 以下）</u>		最大表面粗さとは、JISB0601(2013)に規定する最大高さ荒さ RZ とする。	
			<u>ノッチ深さ</u>	目視・計測	<u>主要部材：ノッチがあってはならない</u> <u>二次部材：1mm 以下</u>		<u>ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。</u>	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをあびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測	同上			
			真直度	計測器による計測	同上			

備考

諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定

3 品質管理基準 38 溶接工								
38 溶接工								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
38 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼部材・鋼上部構造編 17.8.4 溶接施工法 図- 17.8.1 開先溶接施工試験方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験 (19mm 未満裏曲げ) (19mm 以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが 3mm 以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	同上	○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上。(それぞれの 3 個の平均値)	試験片の形状：JIS Z 2242 V ノッチ試験片の採取位置：日本道路協会「道路橋示方書・同解説」 鋼部材・鋼上部構造編 17.8.4 溶接施工法 図- 17.8.2 衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき 3	同上	○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	同上	○
			非破壊試験：開先溶接	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」 鋼部材・鋼上部構造編 17.8.6 外部きず検査 17.8.7 内部きず検査の規定による。	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼部材・鋼上部構造編 17.8.6 及び表-解 17.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 17.8.6 及び表-解 17.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼部材・鋼上部構造編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼部材・鋼上部構造編 17.8.4 溶接施工法 図- 17.8.3 すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼部材・鋼上部構造編 17.4.4 溶接施工法図- 17.4.3 すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
(旧)令和 7 年 10 月版								
3 品質管理基準 38 溶接工								
38 溶接工								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
38 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 31211 号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図- 20.8.1 開先溶接施工試験方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験 (19mm 未満裏曲げ) (19mm 以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが 3mm 以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	同上	○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上。(それぞれの 3 個の平均値)	試験片の形状：JIS Z 2242 V ノッチ試験片の採取位置：日本道路協会「道路橋示方書・同解説」 鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図- 20.8.2 衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき 3	同上	○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	同上	○
			非破壊試験：開先溶接	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」 鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査 20.8.7 内部きず検査の規定による。	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図- 20.8.3 すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」 鋼橋編 18.4.4 溶接施工法図- 18.4.3 すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
備考		諸基準類の改定に伴う変更						

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定								
3 品質管理基準 38 溶接工								
38 溶接工								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
38 溶接工	施工	必須	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2 以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	同上	○
			突合せ溶接の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が 25mm 以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す 3 類以上とする。	放射線透過試験 (RT) の場合は JIS Z 3104 による。 超音波探傷試験(手探傷)(UT)の場合は JIS Z 3060 による。	・「日本道路協会道路標示方書・同解説」 鋼部材・鋼上部構造編表-解 17.8.7 及び解 17.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 17.8.6 及び表-解 17.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路標示方書・同解説」 鋼部材・鋼上部構造編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	○
			外観検査 (割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JISZ2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査 (ビード表面のビット)	・目視 ・ノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成する T 継手、かど継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1 継手につき 3 個又は継手長さ 1m につき 3 個までを許容するものとする。ただし、ビットの大きさが 1mm 以下の場合は、3 個を 1 個して計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (ビード表面の凹凸)	同上	ビード表面の凹凸は、ビート長さ 25mm の範囲で 3mm 以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (アンダーカット)	同上	日本道路協会「道路標示方書・同解説 鋼部材・鋼上部構造編 17.8.6 外部きず検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路標示方書・同解説」 鋼部材・鋼上部構造編表-解 17.8.4 に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 17.8.5 に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「 日本道路協会道路標示方書・同解説 」 鋼部材・鋼上部構造編 8.3.2 継手の強度等級に示されている 。	
(旧) 令和 7 年 10 月版								
3 品質管理基準 38 溶接工								
38 溶接工								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
38 溶接工	施工	必須	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2 以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	同上	○
			突合せ溶接の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が 25mm 以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す 3 類以上とする。	放射線透過試験 (RT) の場合は JIS Z 3104 による。 超音波探傷試験(手探傷)(UT)の場合は JIS Z 3060 による。	・「日本道路協会道路標示方書・同解説」 鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路標示方書・同解説」 鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	○
			外観検査 (割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JISZ2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査 (ビード表面のビット)	・目視 ・ノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成する T 継手、かど継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1 継手につき 3 個又は継手長さ 1m につき 3 個までを許容するものとする。ただし、ビットの大きさが 1mm 以下の場合は、3 個を 1 個して計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (ビード表面の凹凸)	同上	ビード表面の凹凸は、ビート長さ 25mm の範囲で 3mm 以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (アンダーカット)	同上	日本道路協会「道路標示方書・同解説」 鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路標示方書・同解説」 鋼橋・鋼部材編表-解 20.8.4 に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 20.8.5 に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「 鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3 」が参考にできる。	
備考		諸基準類の改定に伴う変更						

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

（改定後）令和 8 年 10 月版一部改定	
7 写真管理基準	7 - 5 写真の編集等
7 - 5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「7-14デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」に基づく小黑板情報の電子的記入はこれに当たらない。	
（旧）令和 7 年 10 月版	
7 写真管理基準	7 - 5 写真の編集等
7 - 5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「7-15デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」に基づく小黑板情報の電子的記入はこれに当たらない。	
備考	番号修正

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和8年10月版一部改定	(旧) 令和7年10月版	備考
付表 4. 試験方法	付表 4. 試験方法	
4 - 8 衝撃加速度試験方法 1. 適用範囲 (省略) 2. 定義 衝撃加速度測定装置は、土木工事における盛土や改良土等の品質管理に用いることを目的とし、ランマーを盛土や地盤等への落下衝突させた際に生じる加速度を測定する装置。 この装置を用いて得られる衝撃加速度の大きさから盛土の品質を判定する方法。 3. 試験方法 (1) 準備 ア 装置本体 (図 - 1 参照): 衝撃加速度を測定するためのもので以下の機能を有するものとする。 (ア)ランマー (省略) (イ)ガイド (省略) (ウ)水準器 (省略) (エ)出力端子 (省略)	4 - 8 衝撃加速度試験方法 1. 適用範囲 (省略) 2. 定義 一定重量、一定直径の半球体を有するランマーを一定の高さから路床等に自由落下させ、そのときの衝撃加速度の大きさから締固めの施工管理を判定する方法。 3. 試験方法 (1) 準備 ア 衝撃加速度試験機 (図 - 1 参照): 衝撃加速度を測定するためのもので以下の機能を有するものとする。 (ア)ランマー (省略) (イ)ガイド (省略) (ウ)水準器 (省略) (エ)出力端子 (省略)	諸基準類の改定に伴う変更

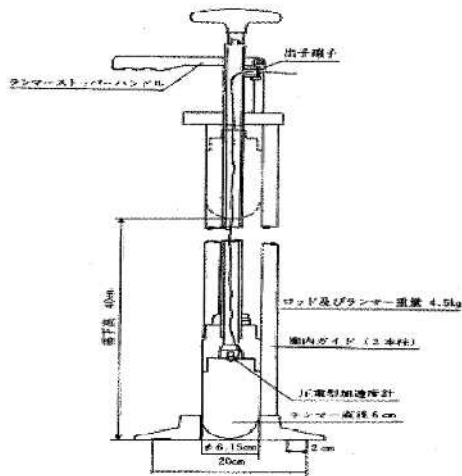


図 - 1 衝撃加速度測定装置

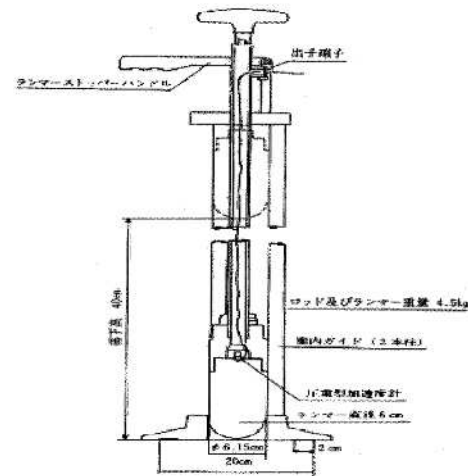
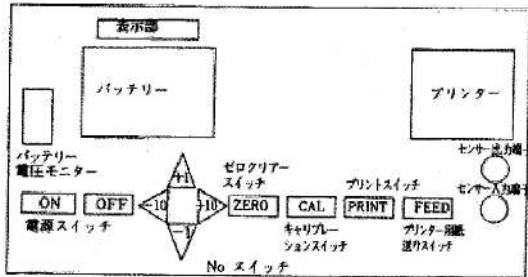
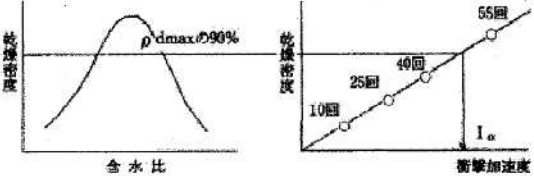
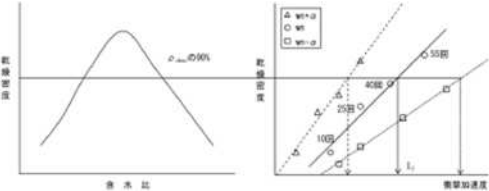
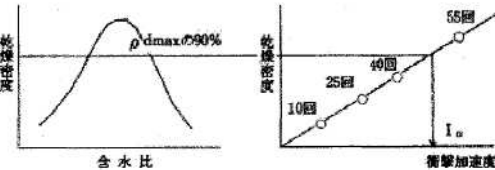


図 - 1 衝撃加速度試験器

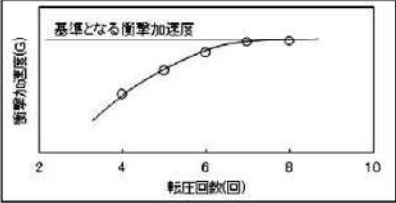
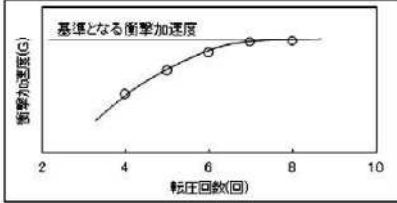
札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和8年10月版一部改定	(旧) 令和7年10月版	備考
イ 計測器_____：衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度の値を同時にデジタル表示できるもので、以下の機能を有するものとする。 (ア) 入力端子 衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度を計測器へ入力するための端子。 (イ) 出力端子 衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度を計測器から外部のモニターへ出力するための端子。 (ウ) バッテリー 計測のための電圧が確保できる_____のもの。 (エ) バッテリー電圧モニター バッテリー残量がわかる_____のもの。 (オ) 表示器 計測器で受けとった衝撃加速度を小数点以下一位まで表示できるもの。 (カ) プリンター 表示器に表示された衝撃加速度を出力できるもの。 (キ) スイッチ群 作業に必要なスイッチを有していること。 削除	イ 計測器(図-2参照)：衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度の値を同時にデジタル表示できるもので、以下の機能を有するものとする。 (ア) 入力端子 衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度を計測器へ入力するための端子。 (イ) 出力端子 衝撃加速度試験機で感知した衝撃加速度を計測器から外部のモニターへ出力するための端子。 (ウ) バッテリー _____DC6Vのカートリッジ式の_____のもの。 (エ) バッテリー電圧モニター _____カートリッジ式の_____のもの。 (オ) 表示器 計測器で受けとった衝撃加速度を小数点以下一位まで表示できるもの。 (カ) プリンター 表示器に表示された衝撃加速度を出力できるもの。 (キ) スイッチ群 作業に必要なスイッチを有していること。  図 - 2 計測器断面図	諸基準類の改定に伴う変更
(2) 品質管理_____方法 あらかじめ、品質管理の基準値を室内試験で求め、現場試験により測定した衝撃加速度との比較により品質を管理する。	(2) _____測定方法 ア 衝撃加速度試験機の出力端子と計測器の入力端子とケーブルで接続する。 イ 計測器の電源スイッチを入れ、電圧モニターでバッテリー残量を確認する。 ウ 表示器に表示が出たらゼロクリアースwitchを押し、表示が0Gとなるようにする。	

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
_____ _____ _____ _____ _____ _____ (3) 室内試験 基準となる衝撃加速度の決定 (ア) 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料 15 cmモールド、2.5 kgランマーを使用し、自然含水比状態の試料について、突固め回数を一層当り 10、25、40、55 回として 3 層突固めを行い、この 4 種類の突固め回数における衝撃加速度を (2) 測定方法 により測定する。モールドの表面で 4 点程度衝撃加速度 (I) の測定を行い、平均値を各突固め回数における衝撃加速度として、乾燥密度 (ρ_d) との関係を求める。突固め試験で得られた最大乾燥密度の 90% に対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度 (I_0) とする。(図 - 2.a 参照) なお、自然含水比が変わるおそれがある場合には、含水比を変化させて上記試験を行う。(図 - 2.b 参照)  図 - 2.a 基準となる衝撃加速度  図 - 2.b 基準となる衝撃加速度 (含水比が変わるおそれがある場合) 図 - 2 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料の基準となる衝撃加速度	エ ストッパーねじを緩める。 オ キャリブレーション用のアクリル台を衝撃加速度測定装置に挿入し、ランマーを落下させ、50 G 前後であることを確認する。 カ 衝撃加速度試験機を測定箇所に置く。 キ ハンドルを引き上げて、ランマーを測定面より 40 cm の高さに固定する。 ク 測定器のゼロクリアスイッチを押して、表示が 0 G になっていることを確認する。 ケ 衝撃加速度試験機のストッパーハンドルにより、ランマーを地表面に自由落下させる。 コ このときの表示を読み取り、衝撃加速度としてプリンターに出力させる。 サ 2 点目以降の測定は、カ～コを繰り返す。 (3) 室内試験 基準となる衝撃加速度の決定 (ア) 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料 15 cmモールド、2.5 kgランマーを使用し、自然含水比状態の試料について、突固め回数を一層当り 10、25、40、55 回として 3 層突固めを行い、この 4 種類の突固め回数における衝撃加速度を (2) 測定方法 により測定する。モールドの表面で 4 点程度衝撃加速度 (I) の測定を行い、平均値を各突固め回数における衝撃加速度として、乾燥密度 (ρ_d) との関係を求める。突固め試験で得られた最大乾燥密度の 90% に対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度 (I_0) とする。(図 - 3 参照)  図 - 3 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られる試料の基準となる衝撃加速度	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
(イ) 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料 別途試験盛土を行い衝撃加速度の基準値を定める(図-3 参照)。 施工現場で盛土を 4、5、6、7、8 回転圧し、各層ごとに 2. の測定方法により衝撃加速度を測定する。転圧回数と衝撃加速度の関係を図-4 にまとめ、衝撃加速度が一定値となる衝撃加速度を目標衝撃加速度とする。  図 - 3 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料の基準となる衝撃加速度 (ウ) セメントや石灰などの固化材により改良した材料の強度推定法 a .セメントや石灰などの固化材により改良した材料を、15cm モ-ルド、2.5kg ランマ-を用いて、5 層 55 回で締め固める。 b .このときと同じ密度で直径 5 cm、高さ 10cm 程度の供試体を作製する。 c .15cm モ-ルドの供試体は衝撃加速度の測定用、5 cm モ-ルドは一軸圧縮試験用とする。 d .7 日間養生した後、衝撃加速度試験を 2. の方法で、一軸圧縮試験を JIS A1216 により行う。なお、養生にあたっては、JGS 0821 によること。 e .固化材添加率を変えた試料 4 種類程度について、上記 a から d を行う。 f .4 種類の固化材添加率で改良した材料について測定した衝撃加速度と一軸圧縮強さより、図-4 を求める。 g .図-4 より目標一軸圧縮強さに対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度とする。	(イ) 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料 別途試験盛土を行い衝撃加速度の基準値を定める(図-4 参照)。 施工現場で盛土を 4、5、6、7、8 回転圧し、各層ごとに 2. の測定方法により衝撃加速度を測定する。転圧回数と衝撃加速度の関係を図-4 にまとめ、衝撃加速度が一定値となる衝撃加速度を目標衝撃加速度とする。  図 - 4 締固め試験によって明確な最大乾燥密度が得られない試料の基準となる衝撃加速度 (ウ) セメントや石灰などの固化材により改良した材料の強度推定法 a .セメントや石灰などの固化材により改良した材料を、15cm モ-ルド、2.5kg ランマ-を用いて、5 層 55 回で締め固める。 b .このときと同じ密度で直径 5 cm、高さ 10cm 程度の供試体を作製する。 c .15cm モ-ルドの供試体は衝撃加速度の測定用、5 cm モ-ルドは一軸圧縮試験用とする。 d .7 日間養生した後、衝撃加速度試験を 2. の方法で、一軸圧縮試験を JIS A1216 により行う。なお、養生にあたっては、JGS 0821 によること。 e .固化材添加率を変えた試料 4 種類程度について、上記 a から d を行う。 f .4 種類の固化材添加率で改良した材料について測定した衝撃加速度と一軸圧縮強さより、図-5 を求める。 g .図-5 より目標一軸圧縮強さに対応する衝撃加速度を基準となる衝撃加速度とする。	諸基準類の改定に伴う変更

札幌市土木工事共通仕様書 新旧対照表

(改定後) 令和 8 年 10 月版一部改定	(旧) 令和 7 年 10 月版	備考
図 - 4 セメントや石灰などの固化材により 改良した試料の基準となる衝撃加速度 (4) 現場試験 ア 試験箇所を 1 m 四方選定し、地表面を 5 cm 程度削り、直ナイフ等で水平にならす。このとき緩んだ土砂、れき等があれば取り除く。 イ (2) の測定方法により現場の衝撃加速度を測定する。 ウ 現場の含水比を測定する。なお、現場衝撃加速度の測定は盛土施工直後に行うこととする。 4. 試験結果の整理 現場で得た衝撃加速度と基準となる衝撃加速度と比較して品質管理を行うものである。 [注] この試験方法は 国立研究所開発法人土木研究所寒地土木研究所 (北海道開発局開発土木研究所) で定めたものである。	図 - 5 セメントや石灰などの固化 剤を改良した試料の基準となる衝撃加速度 (4) 現場試験 ア 試験箇所を 1 m 四方選定し、地表面を 5 cm 程度削り、直ナイフ等で水平にならす。このとき緩んだ土砂、れき等があれば取り除く。 イ (2) の測定方法により現場の衝撃加速度を測定する。 ウ 現場の含水比を測定する。なお、現場衝撃加速度の測定は盛土施工直後に行うこととする。 4. 試験結果の整理 現場で得た衝撃加速度と基準となる衝撃加速度と比較して品質管理を行うものである。 [注] この試験方法は 北海道開発局開発土木研究所 で定めたものである。	諸基準類の改定に伴う変更